

目 次

1.	設置の趣旨及び必要性	1
2.	学部・学科の特色	9
3.	看護学部看護学科の名称及び学位の名称	10
4.	教育課程の編成の考え方及び特色	11
5.	教員組織の編成の考え方及び特色	15
6.	教育方法、履修指導方法及び卒業要件	18
7.	施設、設備等の整備計画	20
8.	入学者選抜の概要	24
9.	取得可能な資格	27
10.	実習の具体的計画	28
11.	管理運営	48
12.	自己点検・評価	51
13.	情報の公表	52
14.	授業内容方法の改善を図るための組織的な取組	58
15.	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	60

1. 設置の趣旨および必要性

(1) 駒沢女子大学の沿革と建学の精神

① 沿革

学校法人駒澤学園は1927年に東京都世田谷の地に駒沢高等女学院として誕生して以来、駒沢学園女子高等学校、駒沢学園女子中学校、こまざわ幼稚園、駒沢女子短期大学を設置してきた。

平成元年に東京都稲城市にキャンパスを全面移転し、平成5年4月に駒沢女子大学人文学部を開設した。開設時には1学部2学科体制(日本文化学科・国際文化学科の2学科)であったが、その後改組を重ねており、開学23年目を迎える本年(平成28年)の時点では2学部7学科体制となっている。

平成 5年 (1993)	人文学部に日本文化学科・国際文化学科開設
平成12年 (2000)	人文学部に人間関係学科開設
平成14年 (2002)	大学院人文科学研究科仏教文化専攻修士課程開設 人文学部に空間造形学科・映像コミュニケーション学科開設
平成15年 (2003)	大学院人文科学研究科に臨床心理学専攻修士課程開設
平成21年 (2009)	人間健康学部健康栄養学科を開設
平成25年 (2013)	人文学部に心理学科を設置
平成26年 (2014)	人文学部空間造形学科を住空間デザイン学科に名称変更 映像コミュニケーション学科をメディア表現学科に名称変更

② 建学の精神と教育理念

既述のように本学は駒沢高等女学院創立以来、仏教系女子教育機関として90年の伝統を有し、現在、本学は東日本では唯一の仏教系女子大学である。開学以来、道元禅師の禅の精神に基づく「正念」と「行学一如」を建学の精神として、これを根幹において教育・研究を展開してきた。「正念」とは正しくものを見つめ、とらえる心であり、坐禅の心である。「行学一如」とは、学んだことを単なる知識や教養として実生活とかけ離れたところにおくのではなく、日々の生活において活かしていくことである。

こうした建学の精神のもとに、教育理念として「知性と理性を備えた心豊かな女性の育成」と掲げており(資料1)、本学は教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、道元禅師の禅を建学の精神とする伝統をふまえ、国際化・情報化の進展、女性の社会参加の拡大など、急速な社会構造の変化にのぞみ、十分に自己を実現し、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな現代女性を養成することを目的とする。(本学学則第1条)

(2) 看護学部設置の趣旨と必要性

① 設置の趣旨

本学は人文学部に日本文化学科・国際文化学科・人間関係学科・住空間デザイン学

科・メディア表現学科・心理学科を置き、人文諸科学の幅広い領域にわたる教育研究を行い、また人間健康学部健康栄養学科においても管理栄養士養成を目的とした教育研究活動をそれぞれ展開してきており、人文科学系から家政系・建築系などの幅広い領域にわたって人材を育成してきた。

こうした教育研究の伝統をふまえつつ、本学では新たな教育研究活動の展開として、平成30年4月より既設の人文学部を新たに学群学類制の導入とし人間総合学群とし、人間文化学類・心理学類・観光学類・住空間デザイン学類の4学類に改組する。この改組により人間総合学群の入学定員を80名減の総数370名とし、減じた80名を新たな看護学部の定員とした。なお、この学群制導入の意図するところは、従来の学部という縦割りの枠の中での学びではなく、学生が自分の目標や興味などに合わせて学びたい学問領域を自由に選択し、大学生として必要な基礎学力を培い、その上で各専門科目から自由に自分で組み立てをして、自分らしい目標を目指すことにある。そこで、1年次では人間総合学群に所属し、学問分野の垣根にとらわれずに幅広い学修をし、2年次以降は学類において専門性の高い科目を学修することとした。

看護学部は、平成30年度に改組する人間総合学群と同時に改組により減じた定員80名を本学部定員として新たに設置することとなった。以下に本学の看護学部設置に至る理由を述べることとする。

現在の日本は超高齢化社会を迎え、地域包括ケアシステムの構築や強化が求められると同時に、人々の価値観の多様化と共にますます専門分化と複雑化する医療・保健・福祉のニーズに応えられる看護職の育成が必要と考えた。

こうした中、これまで人文科学系から家政系などの幅広い領域にわたって教育してきた本学が、ここに医療系分野に属する看護学部を新設することで、本学のこれまでの教育の特色を活かし、看護師養成の実現が可能と考えた。

本学は、教育の理念に基づき、以下のような資質・能力の養成を教育目標として掲げている。（学則第1条3項）

- (1) 自立した現代女性にふさわしい教養力と人間性の養成
- (2) 自己実現のためのコミュニケーション力と社会性の養成
- (3) 社会的責務を果たすことのできる専門力と判断力の養成
- (4) 文化の創造的担い手となるための技術力と実践力の養成

このような本学の教育の理念、目標をふまえ、本看護学部の教育目的を「自己を見つめ、他者への思いやることを備え、科学的根拠と専門的知識・技術に基づいた判断力と探究心をもち備えた看護実践者の育成」（第4条3項(9)）と掲げた。この教育の目的に即して編成された4年間の教育課程を学修し、卒業に要する所定の単位を修得することを学位授与の要件とした。なお、以下に看護学部入学生が卒業までに身につける4つの資質・能力を設定した。（ディプロマ・ポリシー）

1. 人間を全人的に捉えヒューマンケアを実践できる教養力と人間性
2. 他者とバランスのとれた関係性を構築できるコミュニケーション力と社会性
3. チーム連携と協働力をもって看護の役割と機能を発揮できる専門力と判断力
4. 多様な健康レベルの人々の課題に対し、根拠に基づいた看護実践ができる技術力と実践力

今日、医療技術が高度化し、専門化が進む中、現在看護職に求められているのは、諸々の疾患及び治療と看護に関する専門的知識と看護技術であり、チームでの協力体制である。しかし、看護職は単に顕在化した疾患の身体的症状だけではなく、日々変化する患者の心的状態や疾患の兆候を深い洞察力、コミュニケーション力により把握し、患者に適切な看護ケアをできることが求められている。個々の患者はその病気の症状の経過や、ものの考え方、性格など様々であり、とりわけ病院での看護においては、看護職が多様な患者に対して迅速に対応を求められるケースが多く見受けられる。

また、現代の医療では医療の質を高めるべく多職種が協働するチーム医療の推進が求められている。しかし、多職種の医療スタッフが有機的に連携・補完し、患者の状況に的確に対応するためには、a. コミュニケーション力 b. 情報の共有化 c. チームマネジメントなどが重要とされている。(資料2) このチーム医療において看護職の果たす役割は重要であり、こうした状況下においては、修得した看護の専門的知識と技術をいかに有効に活かすことができるか、その適応力、判断力、応用力・実践力など質の高い看護能力が問われることになる。

すでに中央教育審議会による「我が国の高等教育の将来像(答申)」(平成17年1月)において「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」が強調され「大学の機能別分化」として、①世界的研究・教育拠点 ②高度専門職業人養成 ③幅広い職業人養成 ④総合的教養教育 ⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究 ⑥地域の生涯学習機会の拠点 ⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)の7項目が主な機能として分類され、各大学の教育の特色の明確化が図られている。(資料3)そこで看護学部においては、教育目標として前掲した4つの資質と能力の育成に努めることにより、大学の機能分化のうち「③幅広い職業人養成」「⑥地域の生涯学習機会の拠点」及び「⑦社会貢献機能」を教育の特色として掲げることができる。

本学ではこれらの機能を重視した教育研究活動をこれまでも展開しているため、看護学部新設においてより一層この機能を強化することが可能となる。

すでに本学では平成元年に稲城市へキャンパス移転以来、市と連携して学生のボランティア活動、各種委員会活動や生涯学習講座への教員の協力等、様々な事業を相互協力のもとに行ってきた。特に人文学部日本文化学科の仏教学担当教員を中心に「駒沢女子大学・駒沢女子短期大学仏教講座」を本学キャンパス内にある照心館(坐禅堂)において開講し、多くの地域住民が講話と坐禅に参加している。

こうした実績をふまえ、平成27年には地域社会の一層の発展を目指し、稲城市と「連

携協力に関する包括協定書」を締結した。(資料4) この協定書の(連携事項)第2条には、次のように記されている。甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。(1)大学等の専門性を生かした地域貢献活動に関すること (2)学生のボランティア活動に関すること (3)地域の活性化、まちづくりに関すること (4)健康及び福祉の向上並びに子育て支援に関すること (5)教育、文化、スポーツ及び生涯学習の推進に関すること (6)人材育成に関すること (7)施設の利用に関すること (8)その他本協定の目的に資すること。とある。この包括協定書に基づいて、各種委員会、協議会などへ本学の教職員が学識経験者委員として稲城市の行政活動に協力している。

また、各種講師派遣事業では、いなぎICカレッジプロフェッサー講座への協力、稲城市健康な食事づくり推進委員養成講座の講師、稲城市立公民館主催事業「親と子の教室」講師等の協力をしてきた。一方、稲城市だけでなく稲城市商工会、JA東京みなみ稲城支店と連携した取り組み(稲城の特産品を紹介するタウン情報誌作成)、建築系企業との連携による取り組み(賃貸マンション建築・運営で本学学生が企画・計画、トータルにデザイン案を提供)などが行われてきた。

さらに、駒沢学園心理相談センター(平成15年開設)と駒沢学園健康栄養相談室(平成24年開設)の2組織は、これまで地域住民の心身の健康を維持・回復するための支援を行っており、看護学部にとっても協力可能な関連組織となりうる。両組織はいずれも学校法人駒澤学園に所属するが、前者は大学院人文科学研究科臨床心理学専攻の教員、後者は人間健康学部健康栄養学科の教員がそれぞれ構成メンバーとして深く関わっている。特に後者は稲城市や多摩地域の保健センターと協力し、管理栄養士による栄養相談や公開講座等の活動を通じて地域住民に対して健康支援をしている。

このように本学がこれまで地域貢献として「健康づくり」に協力し、多くの実績を上げることができ、新たに看護学部の設置により地域の人々に対して心身両面からの支援強化が可能と考えている。

今日、高齢者のみならず人々が生活の場である地域の中で安心して過ごせるよう包括的および継続的な支援を行う地域包括支援センターが重要な拠点として位置づけられ、看護のあり方もこれまでの病院中心の看護から訪問看護または在宅看護へと生活の場における人々の看護支援へと拡大されている。こうした地域における在宅看護においては、病院での看護以上にその専門的知識と技術の修得を踏まえ、臨床的応用力とコミュニケーション能力及び看護職であるとともに一人の人間性の質が試されることになる。患者及び家族の心身の健康状態を正確に洞察するためのコミュニケーション力をいかに発揮し、様々な状況に対応できるか、個々の能力が求められる現況となっている。そこで本看護学部においては、既述のような教養力と人間性を高め、看護実践能力を強化し、学生一人ひとりの能力を発揮させることのできる人的・物理的環境にあると考えている。

また、本看護学部設置については、稲城市長から本学理事長宛に『駒沢女子大学「看

護学部」の設置について』（平成29年3月6日付 稲企企第2721号）の要望が出されており、看護師ならびに保健師養成における稲城市側からの期待表明が記されている。

（資料5）

また稲城市側の担当部署とも意見交換を重ねており、平成28年9月26日（月）の稲城市役所における会合（稲城市側4名：福祉部長、同健康課長、同支援課長、企画政策係長、駒沢女子大学側3名：設置準備室の教員2名、総務部長）において、稲城市内の医療機関等における看護師の必要性とともに、在宅療養を支える地域包括支援センター等をコーディネートする保健師の必要性が表明されている。

したがって、本学部は「③幅広い職業人養成」「⑥地域の生涯学習機会の拠点」及び「⑦社会貢献機能」の教育的特色を十分に果たすことのできる基盤があり、地域の要望に応え得るためにも看護学部の教育目標を達成しうる優れた人材を社会に排出することが可能と考えている。そのためにも看護学部を新設することは、地域社会と大学との連携を築き、地域の人々の疾病予防や回復への支援ならびに健康の維持・促進のための看護支援のできる「幅広い職業人養成」と、これまで以上の「地域貢献」を増大させることができると考えている。

②看護学部設置の背景

(a) 看護職員の不足

我が国の人口は平成28年3月1日現在1億2,696万3千人であり、65歳以上の高齢者人口は過去最高の34,273千人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は27.0%と過去最高となっている。（資料6）

このように超高齢化社会に突入したわが国においては、高齢者に対応する医療体制が入院医療から在宅医療へと医療方針の転換が図られており、平成24年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」では「医療サービス提供体制の制度改革」における今後の見直しの方向性が5点挙げられ、その一つに「在宅医療の推進」が挙げられている。（資料7）

こうした医療の現状において、看護師の人材養成の占める社会のニーズと、その需要は拡大している。すでに厚生労働省は「看護師等の人材確保の促進に関する法律」〔平成4年法律第86号〕に基づき、「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的指針」を打ち出し、「今後の高齢社会における保健医療を担う看護師等の確保を図り、国民に良質かつ適切な医療の提供を図る」ための施策がなされてきた。

看護職員需給見通しについては、これまで5年ごとに策定され、第7次需給見通し（平成23年から27年まで）の策定に至っている。しかし次期の需給見通しの策定については、厚生労働省が開催する「医療従事者の需給に関する検討会」の「看護職員需給分科会」（第1回は平成28年3月28日、第2回は平成28年6月10日）において検討を重ねているが、地域医療構想における2025年の医療需要等を踏まえて平成28年、29年の2ヵ年

の看護職員需給見通しは策定されていない。そこで、都道府県が平成29年度中に第7次医療計画（平成30～35年度の6年間）を策定することになり、都道府県の地域医療計画との整合性の観点からこの受給見通しを平成30年から策定することとなっている。

（資料8）

一方、社会保障・税一体改革の試算では、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）に看護職員が約196万人～約206万人必要とされている。厚生労働省によると今後就業者数が年間平均3万人程度増加したとしても、このペースでは団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる平成37年（2025年）には、3万人～13万人が不足すると推計している。（厚生労働省のHPの「看護職員確保対策」の施策紹介〔平成29年2月13日現在〕による）また、日本看護協会の News Release（2016年3月31日）によると、2014年度のナースセンターの求人倍率は2.79倍（求人数18万5578人、求職者数6万6477人）であり、過去10年間で最も高くなっており、看護師不足が益々深刻化していることが明らかにされた。（資料9）

一方、都道府県別の看護職員の離職率を「2015年病院看護実態調査」の結果速報（社団法人日本看護協会広報部 2016年 4月）からみると、2014年度の全国常勤看護職員の離職率は10.8%であり、東京はワースト1位の14.2%、次いで2位は神奈川の13.8%であった。（資料10）また、病床規模別では常勤・新卒ともに小規模病院ほど高い離職率の傾向にあり、処遇や教育体制などの影響が考えられる。一方で規模が大きい病院ほど高度専門医療を担っており、新人研修の実施率が高く、研修の充実などにより、離職率の減少は見られていない。（資料11）

こうした現状に対して「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正（平成26年6月25日）があり、平成28年4月1日に施行（資料12）され、看護職員の復職支援などの対策が図られているところである。

本学は、このような社会的ニーズに応えるべく、高齢化社会に対応できる地域包括・在宅看護の場で活躍できる看護師、高度先端医療における看護にも対応できる質の高い看護師を養成すべく看護学部を設置することとした。

(b) 本学の地域性

本学は東京都稲城市にキャンパスを構え、最寄り鉄道駅は、①京王相模原線の稲城駅（バスで本学まで約7分）②小田急線の新百合ヶ丘駅（バスで約20分）③JR南武線の南多摩駅（バスで約12分）が主となる。このような地理的条件により、本学の入学者は居住地域に片寄りの傾向が見られ、本学入試センターが過去3年間における本学入学者の出身地別統計を調査した。その結果、東京都と神奈川県の出身者が占める割合は、2014年度が66%、2015年が57%、2016年度が59%となっており、いずれも高い数値を示している。その中でも特に東京都南多摩地域に属する八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市の5市、および神奈川県北部にあたる川崎市・横浜市・相模原市の3市に在住する学生比率の高いことが明らかにされた。（資料13）

一方、人口10万人当たりの都道府県別にみた看護師数を「平成26年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」（平成27年7月16日厚生労働省）からみると、全国平均855.2人であるのに対し、東京都は727.3人（47都道府県中42位）、神奈川県は672.4人（同45位）、埼玉県は（同47位）と、首都圏において特に際立って低い状況にある。

（資料14）また都道府県別の看護職員の離職率を「2015年病院看護実態調査」の結果速報（社団法人日本看護協会広報部 2016年 4月）からみると、2014年度の全国常勤看護職員の離職率は10.8%であり、東京はワースト1位の14.2%、次いで2位は神奈川の13.8%であった。（資料10）

このように、東京・神奈川における看護師不足は深刻な状況が示されている。日本医師会総合政策研究機構による「地域の医療提供体制の現状と将来- 都道府県別・二次医療圏別データ集-（2014年度版）」には、全国344二次医療圏の人口推計、医療介護資源、疾患別患者数推計が掲載されており、さらに都道府県別に細分化した二次医療圏単位での看護師数（総数、病院看護師数・診療所看護師数）のデータが掲載されている。このデータのうち、前述の本学学生が多く在住する地域、すなわち東京都南多摩地域（八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市）、神奈川北部の3市（川崎市・横浜市・相模原市）の看護師数に関するデータをみると全国の総看護師（1,054,621）に対して東京（88,411）、神奈川（50,718）であった。また人口10万当でみると、全国（824）に対して東京（672）、神奈川（561）であり、全国は標準偏差からみると、全国、東京、神奈川の順で（271、44、40）の結果であり不足であることがわかる。

(c) 稲城市における看護師養成のニーズ

本学が所在する稲城市は、山や丘陵によりいくつかの地域に分断された地理的条件下にあり、多摩ニュータウン開発計画の最終地域であるため現在も住宅建築が盛んに行われている。人口は平成14年に28,027世帯（69,735人）であったのが、平成29年3月1日現在で、38,857世帯、89,178人と増加している。しかし稲城市の高齢化率推移は下記に示したように上昇傾向がみられている。

（稲城市HPより稲城市の高齢化率推移）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全国平均	17.3%	20.1%	22.8%	26.8%
稲城市	11.5%	14.2%	17.3%	20.5%

高齢化については、総務省公表による平成27年国勢調査結果から総人口に占める65歳以上の高齢者の割合をみると、26.7%と過去最高となり、4人に一人が高齢者であることが明らかになっている。そのため少子高齢化に伴って15歳以上の「労働力人口」の減少も顕著となり、今後の社会保障制度を維持する上で増大する高齢者層と費用負担する担い手の先細りが懸念されはじめている。そのため、稲城市のみならず益々すべての人々の健康維持・増進と健康社会づくりの促進が急務と考えられ、地域包括支援での看護職の役割は増しており、地域の医療費削減効果への貢献も期待されている。

平成28年度現在、稲城市には医療施設として3病院、43診療所があり、稲城市立病院は地域の基幹的医療機関となっている。稲城市の医療機関の看護職就業者数等の具体的な数値データ集計は明らかにされていないが、『稲城市医療計画』（平成28年3月）の「4.市の国民健康保険および後期高齢者の将来需要推計」の項（同書、11頁）において、入院需要は2015年9,057件から2025年12,615件へと39%の増大見込みがなされている。こうした推計から、稲城市の将来においては、まだ看護職需要が見込まれると推察される。

本学は既述のように、地域貢献として管理栄養士養成を行う人間健康学部健康栄養学科を中心に稲城市、稲城市医師会、稲城市薬剤師会、稲城市栄養士会などの多くの協力のもとで駒沢学園栄養相談室を運営している。また大学院人文科学研究科臨床心理学専攻においても中心となり駒沢学園心理相談センターを運営してきている。

このように稲城市民の健康維持・増進に寄与している本学が、さらに看護学部を新設することは稲城市の看護師養成ニーズに応えることであり、ひいては医療施策の一翼を担うという地域貢献につながる。

(d) 保健師養成課程の必要性

平成26年度衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況（厚生労働省）によると、就業保健師数は、48,452人（うち男936人）と前回（平成24年）に比べて1,173人（2.5%）増加している。就業場所における常勤換算数は、市町村が最も多く（58.2%）、次いで保健所（15.0%）、事業所、病院となっており、市区町村常勤保健師の活動の場は、市町村保健センターが多くを占めている。昨今では保健分野以外の福祉分野でも保健師活動が求められており、特に保健師の増員が目立つ地域包括支援センターは、平成24年時点で全国4,500カ所（ブランチ（支所）を含むと7,000ヶ所以上）あり、平成25年度厚生労働省先駆的保健活動交流推進事業「地域包括支援センター及び市区町村主管部門における保健師活動実態調査報告書」によれば、保健師配置「0人」は13.7%であり、85.6%の市区町村においては、主幹部門に保健師「1～2人」の配置が42.5%を占めている。本学のある東京都は418カ所（平成28年10月1日現在、東京都福祉保健局、地域包括支援センター一覧）あり、稲城市には4カ所（平成28年11月現在人口88,918人）設置されている。しかし、自治体保健師の活動範囲が広がりを見せる中、都道府県別人口10万人あたりの保健師数をみると、「山梨県」が70.0人と最も多く、次いで「長野県」69.5人、「高知県」68.8人となっており、最も少ないのは「神奈川県」22.8人、次いで「大阪府」24.3人、「東京都」25.4人となっている。このことは保健師が十分な分散配置が取れていないことを意味し、本学のある東京都における保健師の活動は十分なされているとは言い難い現状が伺える。

保健師業務は、従来の母子・成人・高齢者保健活動に加えて保健部門の主要な対策推進事業（うつ・自殺予防、乳児全戸訪問ハイリスク世帯訪問、認知症予防、健康危機管理業務等）があり、市区町村保健師の活動の場は、地区担当制で多領域にわたる活動が求められている。その一方で保健師養成に関する看護系大学の実習受け入れ数に制限が

され、現在1校当たり15～20名程度の養成数となっている。このような看護系大学等での保健師養成状況では、自治体の保健分野に属する保健所、市区町村保健センター等および福祉分野に属する市町村福祉事務所、地域包括支援センターの要請に応えることは難しい。

これらの現状を踏まえ、国の担当制を可能とする保健師確保政策や生活保護受給者の自立支援に向けた保健師訪問はもちろんのこと、地域に根ざした質の高い地域包括ケアシステムの充実に向けた保健師の役割・機能強化など多様な社会のニーズに対応しうるために、本学部は選択制で保健師養成教育課程を設置することとした。

(e) 組織として研究対象とする中心的な学問分野について

本学の看護学部看護学科では、本学の建学の精神ならびに教育理念を踏まえたうえで、組織として研究対象とする中心的な学問分野を「看護学分野」として、「看護師として必要な知識および技術と態度を体得させ、主体的に看護実践ができる能力を付与し、将来的に高度な知識や技術を有した看護師となる基礎を培う」ことを教育研究上の目的とする。また、他学部との学術交流を通して、看護の対象である人々の健康づくりの促進に関する幅広い視点で「健康生活の場づくり」を教育研究分野とする。

2. 学部・学科の特色

(1) 教育の特色

中央教育審議会による「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成17年1月）（資料3）において「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」における「大学の機能別分化」を考えると、本看護学部の教育目的である「自己を見つめ、他者への思いやるこころを備え、科学的根拠と専門的知識・技術に基づいた判断力と探究心をもち備えた看護実践者の育成」（学則 第4条3項(10)）に基づき、本学部では「幅広い職業人養成」と「社会貢献機能」を担うこととした。そこで看護職者にとって必要な能力として、以下の5つの能力を強化することとした。

1. 教養力・人間力
2. 五感活用力
3. コミュニケーション力（特に言語・感情の表現能力）
4. 思考・判断力
5. 看護実践力

また本学部の教育の特色を以下の2点として掲げた。

① 禅のこころとテーラーメイド教育の実施

道元禅師の禅の精神に基づく「正念」と「行学一如」を建学の精神として、これを根幹として教育・研究を展開することである。この「正念」とは、正しくものを見つめ、とらえる心であり、坐禅のこころであるとされ、看護者として、一人の人間としての成長過程の根幹を成すことと考える。また、「行学一如」とは、学んだことを単なる知識や教養として実生活とかけ離れたところにおくのでは

なく、日々の生活において活かしていくこととされ、看護は実践の科学であることを踏まえ、看護の学びを学生時代の日々の生活に活かしていけるように教授する。すなわち日々の生活（家庭）や課外活動、地域の人々との交流をとおして社会性と教養を深め、社会貢献と幅広い職業人養成との実現を目指すことにある。

そのためにも、入学時より一人一人に向き合った手厚い学習指導（テーラーメイド教育）の実施により、大学4年間で自ら考え、自ら社会への一步を踏み出せるよう支援する。

② あらゆる健康レベルの人々に対応できる看護実践力の育成

看護職者は看護の対象者の健康・不健康状態にかかわらず、あらゆる健康レベルの人々に対応でき得る一般教養と専門知識、さらに看護を実践するための科学的根拠を兼ね備える必要がある。また優しさ、温かなかわり方を持ち合わせながらも、的確な看護技術（スキル・コミュニケーション力も含む）により、対象者が安心感と信頼を得られるようにする。そのために本学部での学内演習は、方法や手順をマニュアルとして暗記するのではなく、常に対象者およびその場の状況を判断しながら必要な技術を選択できる能力を育むために、紙上事例を用いながら臨地実習場を想定した環境設定の中で思考過程と判断力を養えるよう計画している。臨地実習においては専門的知識をもとに「なぜ、このケアをしなければならないのか」と対象者の事象を観察し、科学的根拠をもって判断し、ベッドサイドケアを緊張の中にも不安なく正確にできるよう一人一人の学生の特徴を捉えながら看護実践力を強化する。

3. 看護学部看護学科の名称および学位の名称

本学の教育理念である「知性と理性を備えた心豊かな女性（看護師）の育成」を目指し、看護学部看護学科は、看護学分野を教育研究の対象とすることから学部・学科の名称および学位の名称は次の通りとした。

学部の名称	看護学部「Faculty of Nursing」
学科の名称	看護学科「Department of Nursing」
学位の名称	学士（看護学）「Bachelor of Nursing」
入学定員	80名
収容定員	320名

なお、本学看護学部看護学科では、学部設置の趣旨及び教育課程等に基づき、看護学を教育研究分野として学修したと認められる者に学士（看護学）を授与とした。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

教育課程の編成方針は、本学部の教育目標を達成させるために、看護師に必要とされる教養科目と専門的な基礎知識及び基本的な看護技術及び人間としてまた看護職としての態度を習得し、すべての健康レベルの人々の課題を適切に把握し、根拠に基づいた看護実践ができるようカリキュラム・ポリシーを以下に定め、カリキュラムを編成した。

(資料15)

1. 人間の本質と生命の尊厳を学習し、豊かな人間性を養う
2. 現代社会に必要な技術と環境への対処能力を習得し、生涯にわたり自己研鑽する方法論を身につける
3. 人々の生活の場、健康を支える社会的仕組みなどの基礎的知識を習得し、看護職者として社会参加能力を養う
4. 人体に関する基礎的、科学的な知識を看護学と統合できる思考力と判断力を養う
5. 看護学の理論と実践を系統的に学ぶことにより、看護実践力の強化を図る
6. 選択制として保健師教育課程、養護教諭二種教育課程を設定した

特に本学科では、建学の精神に則して豊かなところを備え、人々の生活の場において必要な健康支援のために科学的な根拠をもち、安全で適切な看護実践を強化すること。また、生涯にわたり自立して自己研鑽でき、看護職を必要とする国内外において社会参加できる力を強化できるよう科目を配置した。また看護師国家試験受験資格科目においては確実に修得できるよう順序性を検討し配置した。保健師教育課程については、ゆとりある教育環境を考慮して、保健師課程修了に必要な最低取得単位数137単位とした。

(1) 看護学部看護学科の科目区分と履修順序性

科目区分としては<教養教育科目><専門基礎科目><専門科目>の3つに分類した。さらに教養教育科目では4区分から編成し、専門基礎科目では2区分から編成、専門科目は5区分から編成した。(資料16)

なお、順序性(sequence)については、次のことを考慮した。学年進行に則して、①具体的から抽象的へ ②単純から複雑へ ③易しいものから難しい内容へ ④全体的概要から部分へと深める。またはその逆方向で編成した。

教養教育科目に関しては、学生のレディネスを踏まえ、興味・関心ある科目の選択ができるように考慮した。しかし専門基礎科目においては、看護学の基礎となる科目のため難しい内容ではあるが、確実に学修を終えておく必要があると考え、1・2年次の初期段階に設定した。専門科目における『看護の基本』区分では、「看護学概論」、「看護援助論」、「生活援助技術」を看護学の早期関心へと導くことと専門基礎科目と関連づけて理解を容易にして学修できるよう1年次から設定した。一方、「地域看護学概論」は、保健師教育課程を選択する学生だけでなく1年次生全員が履修できるようにした。このことは、あらゆる健康レベルの人々が生活の場を中心に過ごしていることを理解し、人々が看護支援の必要性を主体的に入手でき、能動的に対処行動できるような環境づくりや地域のシステム整備の必要性などを学修できる科目として設けた。

<教養教育科目>

ここでは、人間を対象とするために、人間の本質と生命の尊厳を学習し、豊かな人間性を養うと共に人間を取り巻く社会や自然に対する洞察力・理解力を養い、現代社会に必要な技術と環境への対処能力を修得し、生涯にわたり自己研鑽する態度と方法論を身につけることをねらいとして、『教養科目』『コミュニケーションの理解と技能』『スポーツと健康』『基礎ゼミ』の4区分で編成した。

1. 『教養科目』においては、本学の建学の精神に基づき、1年次に「仏教学Ⅰ」・「人間と思想」、2年次に「生命倫理と法」を必修科目とした。これらの必修科目を通して、看護の対象である人間をどのようにとらえたらよいか、また人のいのち（生命）と対峙する看護職として、日常の中でどのように自分のいのち・人権を尊重しているのか、またその上で生命の尊厳について倫理的・法的に考え、多様な価値観の人々との思いや考えを理解し合える学習科目とした。また選択科目のうち、感性豊かとなるように1年次に「文学への誘い」や文化背景の異なる人々の考えや生活を理解するための「文化人類学」を2年次に設けた。さらに、高校での未履修あるいは履修したが理解不十分、苦手とする学生のために生物・化学・物理の基礎的知識を再学習できるよう1年次に「基礎科学」を設けた。これらの教養科目においては、学生の学習の自主性を尊重し、自由に科目選択できるよう設定した。
2. 『コミュニケーションの理解と技能』においては、グローバルな社会において多様な文化で生活している人々に少しでも関心を寄せることができるよう国際的な言語である英語を4単位必修とし、初級・中級・上級クラスの3つのグループに分け25人から30人クラスの編成に設定する。1年次では「英語Ⅰ」で楽しく本を読むことで高校までに学んだ単語の意味を想起し、さらにその単語を用いながら「英語Ⅱ」で慣用語と新たな語彙を用いながら英語で日々の日記を書く習慣を身につけるようにした。このことで学生が能動的に英語に興味をもち、英語新聞や文献を読む糸口となるよう段階を追ってサポートする。2年次は「英語Ⅲ」としてネイティブの教員による授業を聴き、その意味を理解できるようにする。「英語Ⅳ」では、看護のための英会話として医学・看護用語を取り入れ、ロールプレイを用いて病院での患者・家族への問診方法や検査の説明、入院から退院、その後の生活支援などの説明など、臨地での支援に役立つ英会話を学習する。

また「言語表現演習Ⅰ」は1年次に必修として開講し、人間対人間の看護を目指すために言語的・非言語的コミュニケーションを十分図ることのできるために、論理的かつ明確に日本語表現できる基本および多様な表現力を学び、自分の思いを適切な言葉を用いて表現できる演習をする。「言語表現演習Ⅱ」は、Ⅰに引き続き、さらに自分の考えや意見を他者へ説明・発表することで議論を交わし、他者の考えを取り入れながら自分の考えを再構築する能力を獲得することを目指す学生たちが自由選択できる科目として設定した。「情報と科学/情報処理」は、保健師選択学生には必須科目としているが、ネットワーク社会の倫理的課題や悪質な事例など情報社会で生き抜くための信頼できる情報の活かし方や情報を扱う上での守り方などの情報倫理を設定している。そのため、1年次に開講し、できるだけ多くの学生に履修してもらうようガイダンスで推奨する。「基礎ドイツ語Ⅰ」「基礎ドイツ語Ⅱ」については、基礎的な日常会

話ができる程度の順序性で授業内容が組み立てられており、1年次に英語以外の第二外国語に関心のある学生が選択できるように設定した。

3. 『スポーツと健康』においては、選択科目としているが、人々の健康支援を目指す看護職のために1年次から自らの健康を考え、体力づくりを体験する。また地域の人々や学校保健における生徒たちの健康促進づくりの計画立案を体験する。保健師専攻学生は必修科目となるが、自他ともに健康教育として役立つ科目として選択を推奨する。
4. 『基礎ゼミ』は、本学の建学の精神について学ぶことの意義や大学で学ぶことの意義を学習するために1年次に開講し、グループ討議をしながら日々の大学での学びについて考え、疑問を持つことの重要性を学習するため「基礎ゼミⅠ」「基礎ゼミⅡ」とも必修科目とした。「基礎ゼミⅠ」ではアカデミック・スキルズのテキストを用いながら展開するが、ここでは学内でのグループワークや臨地実習でのチームカンファレンスの方法や役割担当などを同時に学べるようにする。「基礎ゼミⅡ」では研究の基礎ともなるよう自らの問題意識をもたせ、その課題に向けて文献検索し、まとめ、グループ内で発表・討議し、大学で学ぶことの意義を再考する。

<専門基礎科目>

ここでは、個人、家族、地域社会で生活する人々とその健康を支える社会的仕組みや環境に関する基本的知識を理解すること、また人間の生命の営み、健康の維持増進、疾病・障害の要因と病態・治療について科学的に学習することをねらいとし、『健康と生活』『健康と医療』の2区分から編成した。

1. 『健康と生活』においては、社会の動向に関心を向け、最新の知識をもち、臨地実習を通して社会資源の活用を目指し、地域社会において適切な健康支援を図る必要性を学修する。領域別臨地実習開始に向けて、3年次前期に「人間関係論」と「公衆衛生学」、後期に「健康教育学」を必修とした。またこれからの社会において保健師だけでなく看護師も地域包括ケアの実践者と期待されるよう「保健医療福祉行政論」および「疫学/保健統計Ⅰ」を必修科目とした。なお、選択科目ではあるが、人間の成長発達段階での看護学領域編成としたため「発達心理学」を2年次に、「臨床心理学」を3年次に学修できるよう設定した。
2. 『健康と医療』においては、すべてが必修科目である。「人体の構造と機能Ⅰ」「生化学」「臨床薬理学」「微生物学」「疾病と治療Ⅰ（内科総論・全身疾患）」は、1年次から開講し、身体の構造と機能に関心をもてるようにし、日常生活における清潔・不潔や感染予防の意義、薬の効用や服用の危険性など身近な内容から進め、2年次では栄養や病気の要因やメカニズムを学び、様々な疾患について専門的に学びを深めていくよう配置した。この専門基礎科目においては、看護学の基礎となる科目のため順序性としては聞き慣れない難しい用語などを用いる科目からスタートとなっているが、確実に学修を終えておく必要があるため1、2年次の初期段階に設定し、その基礎知識を基に看護の専門科目に活かせるように設定した。それぞれの専門科目を関連付けながら3年次後期から開始する領域別実習において看護の実際と有機的連関を図れるように配当年次での履修を考えた。

< 専門科目 >

ここでは、看護の理論と実践を系統的に学び、看護実践に必要とされる基本的な知識、技術および態度を習得するために、『看護の基本』『ライフステージと看護』『看護の統合』『臨地実習』『看護の発展』の5区分から編成した。

1. 『看護の基本』においては、7科目として「看護学概論」「看護理論」「看護援助論」「生活援助技術」「フィジカルアセスメント」「診療・治療援助技術」「看護過程」を必修として設定した。これらの科目は、看護の基礎的知識と基本的技術を身につけ、各領域別看護学実習に向けての看護実践力の礎を養うことをねらいとした。特に科学的根拠に基づいた看護実践力を培う基礎となるため、学内での演習に力を入れ、「なぜ、どうして、そのようなケアが必要であるのか」との哲学的に思考しながら適切に看護の対象者へ看護実践ができるよう、1年次の教養教育科目並びに医学の基礎と並行しながら2年次までに進めることとした。また、看護の4つの概念「人間・健康・環境・看護（活動）」を理解できるよう各科目の関連づけができるよう履修順序を配置した。
2. 『ライフステージと看護』においては、成長発達段階に準じて「母性看護学」「小児看護学」「成人看護学」「老年看護学」の4つを科目立てとした。各領域別科目における「看護学Ⅰ」は概論、「看護学Ⅱ」は各論を教授する内容とし、3年次後期からの臨地実習と有機的連関が図れるよう基礎的な知識を履修できるようにした。
3. 『看護の統合』において、「精神看護学」と「在宅看護学」の2科目は、すべての成長発達段階に関わる看護と捉え、『看護の統合』に組み込んだ。また、看護師として臨床と地域包括ケアシステムとの連携に向けて基礎知識を習得するため、「地域看護学概論」「地域看護活動論」「感染看護学」「健康と食事」「医療安全」の5科目を必修科目とした。これらの科目を履修することで看護職として幅広い知識をもって対象者の理解と看護・支援ができることをねらいとし、『ライフステージと看護』と関連する今日の医療現場や社会での課題等について統合的に関連づけ、理解を深められるようにした。

特に「健康と食事」を3年次前期で履修することで臨地実習において食事介助や日々の生活における健康な食事について活かすことができ、また「医療安全」を4年次後期に履修することで、卒業後の医療現場での注意を喚起することに繋がると考えた。保健師専攻学生は、『看護の統合』で組み込まれている選択科目が必修となり、既習学習との連関を認識しながら履修できるようにした。「チーム医療」は選択科目としたが、臨地実習を通して保健医療福祉におけるチームの在り方を振り返ると共に、学生同士の関係性や臨床スタッフ、教員との関係性など社会への一步を踏み出す前の学生自身がチームの中の一員としての役割や責務を統合的に考えられるようグループ討議を中心に設定している。

4. 『臨地実習』においては、看護学の7領域10科目「基礎看護学実習Ⅰ」「基礎看護学実習Ⅱ」「母性看護学実習」「小児看護学実習」「成人看護学急性期実習」「成人看護学慢性期実習」「老年看護学実習Ⅰ」「老年看護学実習Ⅱ」「精神看護学実習」「在宅看護学実習」および「看護学統合実習」、加えて保健師選択学生の「学校・産業保健実習」「公衆衛生看護学実習」2科目を必修としている。

なお、4年間の臨地実習の計画と進捗については、「臨地実習計画表」（資料 17）と「臨地実習計画進捗表」（資料 18）に示した。

5. 『看護の発展』においては、将来的な課題と方向性を考え、あらゆる看護に関する課題を掘り下げ、質の高い看護を提供するための看護発展に貢献できるよう「看護管理学」「看護研究Ⅰ」「看護研究Ⅱ」を必修とした。「看護研究Ⅰ」は3年次に開講し、看護研究を行うための基礎的知識・理論を教授し、「看護研究Ⅱ」は4年次に看護研究計画書作成を行い、卒業後、就職あるいは進学後に継続して計画書を膨らませて、研究倫理委員会を通して、研究の実際に踏み込んで考えることができるよう看護の発展に組み込んだ。「国際保健」「災害看護学」は、これから国内外を問わず看護者が必要とされる知識として履修条件上、いずれか1科目は選択必修科目として履修できるように配置した。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織編成の考え方

本看護学部看護学科では、「看護学」の教育、研究、実践の有機的なつながりをもつ教育体制を整え、教育・研究水準の維持向上を図るために専任教員は教授、准教授、講師、助教で構成し、それぞれの専門分野や実務経験を踏まえ、教育・研究実績または実務経験の豊富な教員を配置することとした。特に職位と年齢が逆転しないような構成に配慮した。

また、看護実践能力をもつ看護師の育成を目的としているので、看護教員の実務経験と大学での教員歴を重視するとともに、臨床または地域での実務経験3年以上の教員組織編成を考慮した。一方、「看護研究Ⅰ」（看護研究に当たり理論的枠組み等）の担当教員には、博士の学位取得教員を中心に配置した。

(2) 学部の特色

学部の特色としては、教員の相互連携による教育・研究の実現を目指しているため、看護の専門科目分野においては『看護の基本』『ライフステージと看護』『看護の統合』『臨地実習』『看護の発展』の5つの区分とし、教育・研究能力や実務経験を持つ看護の専任教員を配置した。これらの各科目分野内はもちろんのこと、セクショナリズム化せず各教員の有する能力を活かし、協力して教育・研究体制をつくることとした。

①教員配置について

看護学部教員数32名であり、看護学専任教員は31名編成とした。看護専門科目における担当教員の配置については『看護の基本』は基礎看護学領域担当4名を配置した。『ライフステージと看護』における「母性看護学」教員4名、「小児看護学」教員4名としているが、母性・小児それぞれ1名は定年規定に該当する教員を含んでいる。「成人看護学」教員7名、「老年看護学」教員4名、「精神看護学」教員2名、「在宅看護学」教員3名とした。さらに保健師養成教育課程における教員配置は3名とした。その他、

1 学年 80 名の学生に対する丁寧で的確な教育実現に向け十分な人数確保として、学内演習および臨地実習を中心に担当する助手 2 名を配置した。

なお、基礎看護学担当教員については、現在 4 名配置のため今後、助手補充を検討している。精神看護学においては、担当教員 3 名配置としていたが、家庭の事情により 1 名辞退となったが、講師 2 名体制でも教育水準を維持できると考えている。しかし、学年進行に則して助手の補充を検討している。在宅看護学担当教員については、教授 2 名が就任時点で 60 歳を超えており、助教は 30 歳代一人のため完成年度に向けて准教授または講師の確保に努める必要がある。成人看護学においては、教員 7 名のうち慢性期看護学担当教員の年齢が 50 歳代後半と高いので、完成年度に向けては 30 歳代の講師・助教の教員補充を検討する。

看護学部の完成年度前に定年を迎える教員 4 名（資料 19）については、次のように定められている。i, 母性看護学教授 1 名、および小児看護学准教授 1 名については、駒沢女子大学定年既定の特則（資料 20）により「当該学部完成年度の翌年度末まで延長することができる」とあり、2 名の退職後においては看護学部教員数 31 名の定数は引き続き確保されることとなっている。ii, 基礎看護学および在宅看護学教授 2 名については、完成年度前に定年を迎えるが、駒沢女子大教員定年規程（資料 21）により、完成年度まで延長することができる。

看護学専任教員の就任時期については、以下のとおりである。

年度	職位	基礎	母性	小児	成人	老年	精神	在宅	公衆衛生
平成 30 年度	教授	2	2	0		1		1	
	准教授	0	1	1	2		0		
	講師	2		1	2	0	1		0
	助教					2		1	1
平成 31 年度	教授			1	2			1	
	准教授						0		1
	講師		1			1	1		
	助教			1	1				
平成 32 年度	教授								
	准教授								
	講師								
	助教								1

就任時期については、基礎看護学は初年度から授業開始のため 4 名が平成 30 年度に就任、また老年看護学においては 2 年次に臨地実習開始のため平成 30 年度 3 名、平成 31 年度 1 名の就任とした。公衆衛生看護学は授業開始が平成 32 年度のため教員は順次

追っての就任とした。なお、教養教育科目「仏教学Ⅰ」「仏教学Ⅱ」担当の専任教授 1 名は平成 30 年度就任である。

② 兼担・兼任について

教養教育科目については、本学における兼担可能な教員が少ないため、外部より教育経験豊富な教員を配置した。兼担は「憲法」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語Ⅲ」「基礎ドイツ語Ⅰ」「基礎ドイツ語Ⅱ」「言語表現演習Ⅰ」「言語表現演習Ⅱ」「スポーツⅡ」の 9 科目である。

専門基礎科目においては、兼担は「公衆衛生学」「人体と構造と機能Ⅱ」「生化学」「臨床栄養学」の 4 科目である。本学心理学科並びに健康栄養学科の教員が担当する科目である。兼任は「発達心理学」「公衆衛生学」「疫学/保健統計Ⅰ」「疫学/保健統計Ⅱ」「保健医療福祉行政論」「人体の構造と機能Ⅰ」「臨床薬理学」「臨床病態学」「微生物学」「疾病と治療Ⅰ」「疾病と治療Ⅱ」「疾病と治療Ⅲ」「疾病と治療Ⅳ」「疾病と治療Ⅴ」「疾病と治療Ⅵ」の 15 科目である。付属の病院を持たない本学部にとっては、この専門基礎科目においては外部講師に依頼をせざるを得ない状況である。しかし、兼任教員においては看護系大学等での教育経験の豊富な教員や臨地実習施設の各専門医師を配置することで、座学での学びを臨地実習で役立てることのできるよう、大学と臨地との連携を強固なものとして配置した。また「保健医療福祉行政論」においても公衆衛生看護学実習で直接関わりのある稲城市役所健康福祉課の職員にゲストスピーカーとして配置をした。

専門科目においては、兼任は「地域看護学概論」「学校保健活動論」「家族看護学」「健康と食事」「医療安全」「看護管理学」「災害看護学」の 7 科目であり、うち「学校保健活動論」は保健師教育課程である。これらの兼任科目担当についても、臨床現場や看護系大学で専門に活躍されている看護師、保健師、専門看護師を配置した。

③ 職位・年齢構成について

教授は教養教育科目 1 名と看護学専任 10 名の計 11 名、准教授 5 名、講師 9 名、助教 7 名である。このうち、定年規程に該当する教員は教授 3 名及び、准教授 1 名（資料 19）である。完成年度時の看護学専任教員の年齢別人数は、65 歳以上（4 名）、64～55 歳代（11 名）、54～45 歳代（10 名）、44～35 歳代（6 名）の配置となっている。したがって、看護専任教員は完成年次において 40～50 歳代が中心となり、教育研究実績、実務経験ともに充実した中堅キャリアの教員により編成されている。

本学の教員定年は 65 歳であるが、看護学部設置に中心的役割を果たした教員 2 名に関しては、定年延長が可能であると定められている。（駒沢女子大学教員定年規程の特則第 3 条の 2）（資料 20） また、定年延長する教員 2 名のいる領域においては、採用計画段階より後任となる教員の年齢構成を考え、教員の採用を実施しており、教員組織の継続性に問題はないと考えている。（資料 21）

④臨地実習施設と大学との連携について

実習基幹病院はもとより、臨地実習施設と大学との連携交流として、臨床指導看護師を学内演習に参加していただき、専任教員の指導のもと一緒に学生に関わる機会をつくる。このことにより、指導者は臨地実習において事前に学生のレディネスを把握できる。また教育の実際を知ることによって実習指導方法などの検討・調整する機会を得て、学生・教員・指導者間でのチームワークを向上させることができると考えている。その結果、学生は実習の学びを最大限に高めることができ、臨床の看護の質を高めることに繋がると考える。

⑤学位の取得への支援について

博士の学位を有するのは12名（平成29年3月現在）、博士課程に在籍している教員は4名であり、本学部では博士の学位取得を推進している。そこで、教員組織としての支援は、すでに学位を有する教員が学内の他の専任看護教員と研究チームを組み共同で研究を行うことにより、各教員の教育研究水準の維持向上を図ることとする。

大学としての支援は、教員の個人研究費を活用しやすいように整備する。加えて、週一日を研究日として置き、学位取得のため他大学へ出かけやすい環境づくりをする。また研究日を十分活用できるよう担当授業の調整・配慮をし、学位取得や研究が可能となるよう大学全体で協力体制を整えている。特に看護学部は看護実習を担当している間はなかなか研究日の確保が厳しい状況にあるが、学生指導に支障のないよう臨地に配置されている臨床教員間で調整をしながら研究日の確保をする。このように教育研究の活性化に支障のないよう博士課程への進学支援及び研究支援体制を図っている。

以上のことから、教員組織は職位、年齢構成、実務経験、学位の保有状況などにおいて、学生に対する適切な教育をおこなう保証を可能とする。

6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

① 講義・演習の方法

看護学部看護学科における授業方法は、知識の理解を目的とする教育内容については原則として講義形式の授業形態をとる。必要に応じてオムニバス授業や少人数グループ学習、学生の参加学習等双方向型の学習を展開する。また、態度志向性および技術技能の修得を目的とする教育内容については、演習形式の授業形態とし、学生の主体的能動的な学びを引き出す方法でおこなう。特に看護技術演習は、I学年80名を2クラスに分けて学生指導を行う。ベッド数は20台のため、学生2名が一組となり、双方で考えながら演習できるようにする。また教員は5台のベッドに一人ずつ配置し、学生指導が十分できるよう補助教員として臨床看護師の配慮をする。

その他の科目演習では、専任教員3～4名と臨床指導者の協力を得て、複数で指導す

る。さらに技術演習については学生が自由に自主練習できるよう実習室を開放し、目標達成できるよう担当教員が支援する体制とした。

グループワーク演習に関しては、各領域の教員全員が参加し、グループ間を机間巡視し、疑問等に対応できるようにしている。さらに、学生が対象者への状況理解ができ、看護援助を具体的に考えることができるよう、テーマに該当するゲストスピーカーをお呼びして、グループ討議及び全体討議の場を設けている。

② 臨地実習の方法

当該実習に関連する必修授業科目を履修し、所定の単位を修得または修得見込みであることを条件としており、具体的な教育方法については各領域の実習要項に準じておこなう。

③ 学生数の設定

教育目的を効果的かつ確実に達成するために、授業科目ごとの授業形態に則し、講義形式は 40～80 名、演習形式では 10～20 名、臨地実習では 1 カ所・1 病棟に 5 名～10 名とする。

④ 配当年次

基礎科目から専門科目へと体系的に学習可能となるよう授業科目を配置した。講義と演習は 1 年次からとし、講義で学んだことを実習で体験し、学びが着実に身につくよう楔形に配置した。(資料 22) また大学において無駄なく充実した学習ができるよう時間割を作成した。(資料 23)

⑤ 履修科目の登録上限 (CAP)

学習効果を高めるために年間の標準的履修単位の上限を看護学部では 48 単位以下と設定し、幅広く教養科目を自由選択できるよう履修科目の登録上限としている。このことにより、必修単位数の多い 2 年次においても「言語表現演習Ⅱ」、「文化人類学」、「発達心理学」、「健康教育学」などの科目を履修する機会を得ることができるよう履修モデルを作成した。(資料 24)

⑥ 成績評価

卒業時の学生の質を担保する観点からあらかじめ学生に対して、授業における学習目標やその目標を達成するための授業方法、計画などを明示する。さらに成績評価基準を提示し、これに基づき科目責任者並びに教務委員会において厳格な評価を行う。また本学は GPA 制度を導入のため看護学部も導入する。

⑦ シラバス作成

学生の4年間の履修計画を支援するために、すべての授業科目を作成し、授業概要・目的・目標、学習上の留意事項、授業内容、方法、評価方法、事前事後学習を丁寧に記載し、学生の学習に役立てる。

⑧ アドバイザー制の導入

教員が2人制で少人数(5~7名)の学生を担当し、学生一人一人にきめ細かく学習上および生活面の指導・支援を行う。アドバイザーは、1年次から4年次までの継続フォローができるよう、教員は原則交代しない体制とした。また学年を超えた交流を持てるよう編成し、積極的にアドバイザーグループを活用して親睦が図れるようにした。特に学生生活や履修方法に関する相談に応じて、学生個々の状況に合わせた個別指導体制(テラーメード教育)を整える。

(2) 卒業要件

単位の算定基準は、学部履修規定で定める。授業科目の単位数は以下のとおりである。

① 講義・演習

講義及び演習は、15時間~30時間までの範囲で定める時間をもって1単位とする。

② 実習

実習は、45時間をもって1単位とする。また卒業要件については以下の通りである。

③ 卒業要件(資料16)

教養教育科目では、必修13単位を含む22単位以上を履修すること、専門基礎科目では、必修27単位を含む31単位以上を履修すること、専門科目では、必修69単位を含む75単位以上を履修することとし、卒業要件を128単位以上とした。

7. 施設、設備等の整備計画

この度申請する駒沢女子大学看護学部看護学科の校地は、東京都稲城市内の多摩丘陵の緑豊かな自然環境に恵まれており、土地面積約200,800㎡を有し、静かで、落ち着いた環境のもと、十分な広さと教育環境が整備されている。

(1) 校地、運動場の整備計画

敷地内には、駒沢学園女子中学校、駒沢学園女子高等学校、駒沢女子短期大学、既存の大学人文学部・人間健康学部が併設されており、それぞれの課程と共用で使用するが、校舎敷地136,213㎡で設置面積は十分満たしている。また、校地内には、学生が休息その他に利用する施設や自然環境を利用した遊歩道等も含め、校地内あらゆる場所に緑が配置され、学生たちの教育研究活動、憩いの場としても十分な効用を得られるようすでに整備済みである。

校地内には、12,574㎡の運動場敷地を有し、既存の大学学部、駒沢女子短期大学、中

学、高等学校と共有する。運動場は、300m のトラックで人工芝の全天候型グラウンドであり、あらゆるスポーツやイベントに使用可能である。授業としては、大学短期大学共用の体育館、80周年館のリトミック室（多目的屋内体育館）とテニスコート等の使用が主となり使用することとなるが、クラブ活動や学園祭、課外活動等での使用が可能であり、学生の希望により円滑に使用できるよう整備されている。また、屋外プールも設備されている。

（2）校舎等施設の整備計画

① 看護実習棟の整備

看護学部設置に伴い、既存の中学館（2,786.44 m²）を新設学部用の研究、実習が十分行える施設として全面改修工事を行う。改修後の実習棟では、(a)基礎・成人看護実習室として「実習室1」（351.36 m²）(b)精神・在宅・地域実習室として「実習室2」（120.48 m²）(c)小児・母性看護実習室として「実習室3」（175.68 m²）を設けている。

また、実験、実習で使用する主な教具等の設備内容は以下の通りである。

(a) 実習室1（基礎・成人看護実習室）

電動ベッド22台、CPS実習ユニットⅡ（メディカルコンソール）2台、呼吸音聴診シュミレーターⅡ 1台、SCENARIO 1台、AEDT-2 レサシアンwithQCPR全身SimPadスキルレポーター1台、ポータブル心電計1台、12誘導心電図1台、フィジカルアセスメントモデルフィジコ1台、テルフージョンシリンジポンプ2台、ナースコール子機（ダミー）22台、電子黒板1台、5000ルーメン液晶プロジェクター1台、50型液晶モニター10台ほかPC/AV操作パネル・編集関連機器1式、カロリスキャン2台、肺活量計デジタル1台、背筋力計1台、全自動製氷機1台、オートクレーブSX700 1台、HL洗髪車6台、PCAポンプ1台、

(b) 実習室2（小児・母性看護実習室）

新生児ベッド10台、保育器2台、沐浴槽4台、内診台1台、妊婦診察ベッド1台、経皮ビリルビン測定器1台、小児サークルベッド2台、SimBaby1台、妊婦外診モデル1台、母性総合シミュレーターLM-101HV1台、妊婦腹部触診モデル1台、分娩監視装置シュミレーター1台、ネオテーブルDS-30 4台、

(c) 実習室3（精神・在宅・地域実習室）

デジタル粉塵計1台、デジタルフリッカー1台、水質検査器キット高濃度1台、日本家族計画パネル80種類 50台、デンバー乳幼児発達検査用具1台、乳癌触診モデル1台、ルクス計（デジタル照度計）1台、5000ルーメン液晶プロジェクター1台、AV関連操作機器一式1台、入浴介護実習モデル1台、介護用ベッド1台、床走行リフト1台、電動走行式リフト1台、超音波骨量測定装置1台、人工呼吸器1台、膀胱用超音波画像診断装置ブラグースキャンシステム1台、5000ルーメン液晶プロジェクター1台、AV関連操作機器一式1台、ほか

(d) 標本設置

人体解剖模型1台、胎児発育順序模型A型1台、妊娠子宮模型A型1台、受胎原理模型1台、受胎調節指導模型1台、母性総合シュミレーター1台、分娩回旋モデル（分娩1期～3期）各1台、悪露模型1台、透明婦人骨盤模型1台、気管支肺動静脈モデル1台、殿筋注射説明模型2台、血液循環系模型1個、ほか

(e) 実習準備室

基礎・成人看護実習室、精神・在宅・地域実習室に、実習準備のための施設として、それぞれの実習室に「実習準備室・器材室」を設け、充実した実習教育環境を整えている。

(f) 講義室（122.88 m²）

専用の講義室として、99席配置の教室。前6列54席分は可動式机で演習、実習等の形式に対応が可能である。

(g) 情報処理室（85.92 m²）

4階に看護学部専用の情報処理室を整備し、PC45台、AV機器を備え、情報処理の授業並びに学生の自習の場（ラーニングcommons）として活用できる。また、大学館2階には、大学・短期大学共用のコンピュータ実習室があり、授業時間以外には自由に使用できる環境も整備している。

(h) 学生用更衣室

看護実習棟の1階に看護実習に必要な更衣室を設け、343名分のロッカーを整備する。

(i) 教員研究室

教員研究室として、本館3階に15室、看護実習棟の3階に助教・助手室1室、4階に12室整備する。研究室には、web環境のもと、図書等の情報検索をはじめ、シラバス入力、学生指導情報等の教育研究用の各システムと連携できるよう整備する。なお、教授、准教授、講師は1人部屋、助教・助手は3～4人で1室を原則とする。

(j) 非常勤講師控室

看護学部用の非常勤講師控室を整備する。

(k) 事務室

本部事務所（総務部、経理部、入試センター、IR・広報部）は本館、大学短大事務部（教務課、学生支援課、教育研究支援課）、進路総合センター、学修支援センターは大学館にそれぞれ設置しているが、看護学部の学生並びに教員への現場での対応を迅速に行なうため、看護実習棟1階に事務室を設置する。

(l) サービススペース

1階事務所、更衣室前に憩いの場としてのラウンジや、研究室前に教員からの

学習指導や懇談のできるスペースを確保した。

② 既設建物

(a) 本館

研究室は看護実習棟に15室（助教4名1室含む）と本館3階に15室の研究室を備える。本館には1階に551席収容の学生食堂とコンビニエンスストアを有し、2階から3階までが研究室（30室うち、看護学部用3階15室）、4階が理事長室、学長室、大会議室となっている。

また、学生の憩いの場として、1階の食堂、喫茶コーナー、食堂前のホールに談話できる場を整備している

(b) 講義館

講義用教場として、3階の132名と80名の教場を専用とし、他70名教場3室、80名教授1室、370名教場1室を大学の他学部と共用する。

(c) 大学館

45名教場4室、20名小教室5室、コンピュータ実習室2室を大学と共用する。

(d) 80周年館

12名演習室8室を共用とする。

(e) 食堂、コンビニエンスストア、学生ホール

食堂は、本館1階（席）と大学館地下1階（席）の2箇所に設置しており、教員との語らいや学生の憩いの場として利用できる。また本館1階には文具、教科書、書籍や軽食飲物等を購入できるコンビニエンスストアを併設している。

また、大学館1階事務所前に、パソコンを自由に利用するなど学生同士の「語りの場」としての学生ホールを設置している。

(3) 図書館等の資料及び図書館の整備計画

① 図書等の資料及び設備等

本学図書館は、大学と短期大学の共用施設であり、地上3階地下1階建の建物で、床面積は延4,889.88㎡である。

地下は、学芸員資格取得のための実習施設である博物館実習室や倉庫となっており、図書館は1階から3階までを使用している。1階には、出入口、受付カウンター、広い閲覧スペース（グループ学習、個別学習スペース含む）、学術雑誌、一般雑誌を開架するとともに、情報端末スペースに40台以上のPCで、本学の特色でもある授業録画の視聴スペース、視聴覚スペース、自習用スペースを配している。2階は書架を中心として、閲覧スペースを中央並びに周囲に配し、3階には書庫並びに大学院生の院生用学習スペース等が配置されている。

館内には、閲覧室、書庫（開架・閉架）を合わせ約200,000冊（うち洋書約35,000

冊)、雑誌 873 種、電子ジャーナル国内 3 種、国外 4 種を整備し、ポータルにより検索が可能となっている。数、PC 整備状況

② 図書等の資料整備

(a) 図書・雑誌等の整備計画

図書等の整備計画は、本学での医療分野関連図書が不足していることから、領域ごとに最新の知見を得られる環境を整備することにした。また、看護師養成としての内容だけではなく、保健師養成として関連する図書も充実させることとする。内訳としては、内国書 3,254 冊、外国諸 132 冊の計 3,386 冊の図書と、学術雑誌を内国 27 種、外国 11 種を購入し整備する。

また、学術雑誌についても、主要な雑誌を国内国外から準備し、国内では「月刊ナーシング・看護技術・クリニカルスタディ・日本看護科学会誌、国外の学術雑誌は、Nurse Education Today・Children's health care・Clinical nursing research・Evidence - Based Nursing他多数を整備した。(資料25)

不足している医療分野関連の図書購入に関しては、基礎、成人、老年、小児、母性、精神、在宅、公衆衛生の各領域の教育研究にカリキュラムや学部の特徴を視野に入れ、バランスよく、特定の分野に偏らないよう配慮し、看護技術の進歩に対応して新しく刊行された図書と視聴覚資料を購入することで、学生並びに教員への教育活動に支障がないよう、専門分野のみならず、一般教養教育にも配慮し、支障がないよう十分な資料を整備する。

(b) 電子ジャーナル等の整備計画

紙での媒体だけでなく、電子ジャーナルを整備し、学術データベースの充実も図る。従来から、医中誌 web、Science Direct、Academic search premier、PsycINFO、PsycARTICLES を整備しているが、この学部新設にて、充実した教育研究環境整備のため J DreamⅢ、最新看護索引 Web や学生の国家試験対策として、系統別看護師国家試験問題、海外の ProQuest、The Cochrane Library を整備する。

8. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入れ方針

駒沢女子大学の全学アドミッション・ポリシーは次の通りである

- ① 身の回りの自然・社会・人間について基本的な知識を有している
- ② 他者と交流し、多くの人とともに生きる姿勢をそなえている
- ③ 他者の書いた文章を読み、自分なりの言葉で内容をまとめることができる
- ④ 自分が関心を持つ教科・科目について、さらに学ぼうとする意欲を有している

こうした全学の受入れ方針に基づいた看護学部と看護学科のアドミッション・ポリシーは以下に示す通りである。

- (a) 建学の精神に共感し、知性と理性を備えたところ豊かな人間形成を目指したい女子
- (b) 高校までの基礎学力をしっかりと身につけ、主体的に継続的に学習する意欲のある女子
- (c) 現状維持に満足することなく、何事にもチャレンジし変革を試みる気概のある女子、
- (d) 人に関心をもち、看護師を目指し、卒業後、社会に貢献することを望んでいる女子

(2) 入学者選抜方法

看護学科の入学定員を80名とし、うち保健師教育課程選抜学生は10名とし、アドミッション・ポリシーに基づき、有能な女子の人材を幅広く求めるために、次のような多様な選抜方法を実施する。

- ① 推薦入学試験 (30名)
- ② 一般入学試験 (A日程35名 B日程 5名)
- ③ センター試験利用入学試験 (10名)

各選抜方法の趣旨と方法は以下の通りである。

(a) 推薦入学試験

受験者の出身高等学校長の推薦する者について面接と調査書の審査を行い、人物・身体・能力ともに本学の教育に適正ある者を評価し選抜する。この推薦入学試験は指定校制と公募制の2種類に分けて行う。

(b) 一般入学試験

一般入学試験は、A日程、B日程に分けて2回行う。A日程とB日程では、国語「国語総合（古文・漢文を除く）」ならびに英語「コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ」「英語表現Ⅰ（リスニングを除く）」の2教科から1科目選択、数学「数学Ⅰ・数学A」ならびに理科「化学基礎」、「生物基礎」の2教科3科目から1教科1科目を選択し、計2科目の学力試験を実施し、さらに面接を実施しこれらの総合点によって判定する。

(c) センター試験利用入学試験

大学入試センター試験は、基本的には一般入学試験と同様の趣旨をもつが、一般入学試験が近郊の都市部からの受験者に限定される傾向があるので、広く全国に受験者を求めるために行う。選考は、当該年度の大学入試センター試験の得点で合格判定する。

(i) 国語「国語（近代以降の文章）」、ならびに(ii)外国語「英語（リスニングを除く）」から1科目選択、(iii)数学「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」、ならびに(iv)理科「化学基礎／生物基礎」「化学」「生物」から1科目を選択し、計2科目の成績を使用する。

なお本学では、学業に優れ、勉学意欲旺盛な者に広く門戸を開くという趣旨のもとに、スカラシップ制度を設けている。具体的には一般入試A日程の合格者の中から、筆記試験2科目の得点率が原則7割以上で、各学科入学定員の5%にあたる成績優秀者

に適用される。免除内容は、各学科成績最上位者が年間授業料の全額免除（1年次）を、それ以外の採用者は年間授業料の半額免除（1年次）となる。また2年次以降は在学学生スカラシップ制度として再審査し、入学時も含め大学は最長4年間、短期大学は最長2年間、授業料の半額免除を受けることができる。

（3）選抜体制

教学組織の「入試委員会」と、「入試センター」とが連携して入試全般の選抜業務を行う。入試委員会の下部組織として、出題・採点を担当する「入試専門部会」を設置する。看護学部的一般入学試験・推薦入学試験の面接については、専任教員が担当する。

1. 保健師教育課程の定員数、選抜時期の方法

定員数は10名とし、選抜時期は2年次後期とした。選抜方法は次の2つの条件をもっておこなう。①2年次までのGPAの値が2.0以上であること。②普段の授業中の態度や演習・実習の参加姿勢に加え、小論文の課題「保健師としての将来の夢」および面接により選抜する。

なお、本学ではGPA制度を導入しているので、入学時より保健師教育課程を希望する学生には特に自分の学習到達度を的確に把握し、科目履修の際には主体的に目標設定すること、1年次の学期終了時に自分の到達度を確認し、2年次の頑張りを継続するよう指導する。

2. 本課程を希望する学生への履修指導

保健師教育課程の選択学生は、①教養教育科目において必修13単位を含む23単位以上を履修すること ②専門基礎科目では必修31単位以上を履修すること ③専門科目では必修83単位以上を履修することとし、保健師教育課程修了に必要な最低取得単位数を137単位以上とした。なお、様式第2号(その2)教育課程と指定規則との対比表を参照ください。

(参考) 本学のGPA5段階成績評価

区分	成績評価	点数	Grade Point	評価内容
合格	秀	90～100点	4	特に優れている
	優	80～89点	3	優れている
	良	70～79点	2	妥当と認める
	可	60～69点	1	合格点と認める最低限度
不合格 (再履修)	不可	59～0点	0	合格と認められない
	定期試験欠席	259～200点	0	
	出席不足	459～400点	0	

(注) G P A の計算式

$$G P A = \frac{(4 \times \text{修の修得単位数} + 3 \times \text{優の修得単位数} + 2 \times \text{良の修得単位数} + 1 \times \text{可の修得単位数})}{\text{総履修登録単位数 (不可の単位数を含む)}}$$

G P A の値	評価	内容
4.0～3.0	秀評価～優評価を平均的に修得	非常に優秀
2.9～2.0	優評価～良評価を平均的に修得	問題はない
1.9～1.0	良評価～可評価を平均的に修得	問題のある科目が多い
0.9～	不合格の割合が多い	改善のための努力が必要

9. 取得可能な資格

本学において取得できる資格は、看護師、保健師(選択)の国家試験受験資格である。資格取得要件については、以下に定める。なお、「教育課程と資格取得要件」(資料 26)を掲載した。

資 格	資格取得要件
看護師国家試験受験資格	本学科の卒業要件 128 単位を修得すること
保健師国家試験受験資格	本学科の卒業要件 128 単位を満たし、かつ「憲法」「統計学」「情報と科学/情報処理」「スポーツⅠ」「スポーツⅡ」「健康教育学」「疫学/保健統計Ⅱ」「公衆衛生看護学概論」「公衆衛生看護技術論」「学校保健活動論」「産業保健活動論」「公衆衛生看護管理論」「家族看護学」「学校・産業保健実習」「公衆衛生看護学実習」「災害看護学」の履修を含め、137 単位を修得すること。

上記の資格を取得するための教育課程は、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に基づき体系的に組織化されている。

保健師国家試験受験資格は資格取得要件で示した通り、保健師国家試験受験資格取得に必要な選択科目を選択する。専門基礎科目から「健康教育学」(2 単位)「疫学/保健統計Ⅱ」(2 単位)の 2 科目を、専門科目から「公衆衛生看護学概論」(1 単位)「公衆衛生看護技術論」(2 単位)「学校保健活動論」(1 単位)「産業保健活動論」(1 単位)「公衆衛生看護管理論」(1 単位)「家族看護学」(1 単位)「学校・産業保健実習」(2 単位)「公衆衛生看護学実習」(3 単位)「災害看護学」(2 単位)の 9 科目を修得する。

さらに養護教諭 2 種を申請できるよう、教養教育科目から「憲法」(2 単位)「統計学」(1 単位)「情報と科学/情報処理」(1 単位)「スポーツⅠ」(1 単位)「スポーツⅡ」(1 単位)の 5 科目を修得し、単位合計数 137 単位以上を修得する。

10. 実習の具体的計画

(1) 実習先の確保の状況

実習先の選定にあたり以下の視点を持って交渉し、施設の同意を得て調整を行い「臨地実習施設一覧」(資料 27) 実習施設の承諾書(資料 28)にある施設を確保した。

- ① 本学の教育理念に賛同し看護学部設置への理解を得た実習施設であること
- ② 本学部の特色、教育課程に則り相応しい実習施設であること
- ③ 学生の臨地実習を有益なものとして、積極的に実習受け入れをしている実習施設であること
- ④ 学生の移動範囲を考慮して、大学から公共交通機関を利用して1時間前後で移動できる実習施設であること

(2) 実習先との契約内容

① 実習施設との契約

本学部で作成した「臨地実習委託契約書」(資料 29)により臨地実習を行う実習施設と臨地実習契約の締結を行い、臨地実習を実施する。

② 受け持ち対象者への説明と同意書

臨地実習への対象者の参加は、その対象者の同意に基づくものでなければならない。臨地実習に際しては、本学部で作成した「臨地実習同意書」により事前に十分かつ分かりやすい説明を行い、対象者と家族が納得した上で協力の同意を得る必要がある。

(a) 実習において対象者を受け持つ場合は、原則として以下の項目を丁寧に説明し、同意を得る。

- i .実習目的および期間
- ii .学生が行う看護援助の範囲
- iii .学生が看護援助を行う場合は、事前に説明し同意を得る
- iv .学生が看護援助を行う場合は、教員や指導者の指導の下で行い安全性の確保を最優先する。
- v .学生の受け持ちに同意した後も学生が行う看護援助を拒否することができ、かつそれによる不利益は生じないこと
- vi .学生の受け持ちに同意が得られた場合、看護記録等の診療録を閲覧するが、知り得た情報は学習の目的にのみ使用し、他者へは漏らさないこと

(b) 説明の具体的な内容および同意を得る方法については、科目により実習内容や方法が異なるため、実習施設および担当教員の判断に従う

③ 臨地実習における情報の取り扱い

学生は臨地実習で知り得た情報に関する守秘義務について、本学部で作成した『病院等における実習の誠実な履行並びに個人情報等及び病院などの法人機密情報の保護

に関する「説明文書」(資料 30) 書かれている内容を十分に理解し、責任を持って「誓約書」(資料 31) に署名する。

さらに、施設側で別途、学生個人の誓約書を求められた場合はそれに応じる。

④ 災害発生時の対応について

学生は臨地実習における災害発生時について、本学部で作成した「臨地実習における災害マニュアル」(資料 32) により迅速な行動をとる。

(3) 実習水準の確保の方策

学生は多種多様な実習施設で実習をすることになるため、実習水準の確保を図ることは臨地実習教育にとって重要なことである。そのため、実習開始前に以下について計画を立て実施する。

① 教員間で実習に関する考え方、指導方法等のコンセンサスを得る。

開学後、看護学科専任教員および助手で構成する「学科会」を定期的で開催し、臨地実習の基本的考え方について（学生指導の視点および指導方法、臨地実習指導者と担当教員の役割、学生の学びと評価など）議論する場を設ける。議論から学び得た内容を教員間で共有する。さらに各領域に持ち帰り領域毎に学生指導についての内容を深めることにより、実習水準の確保に努める。

② 「実習委員会」の設置と役割

看護学科独自の委員会として、臨地実習の円滑な展開と学習効果を向上するために「実習委員会」を設置する。委員会は、学部長から指名された教授を委員長として、各領域の教授・准教授・講師・助教から代表者を選出し構成する。この構成員により、各領域の教員に対し「実習委員会」報告を行うことで、臨地実習の運営と学生の学習状況を全教員が共有することができる。

「実習委員会」の役割を以下に示す。

- i. 「実習要項」の検討と作成し、学生および実習施設への配布
- ii. 年間実習計画の立案と各実習施設への説明および調整
- iii. 学生への臨地実習オリエンテーション日程について年間計画の作成と実施
- iv. 「実習調整会議」についての計画と実施
- v. 実習施設の開拓と実習継続に関する検討
- vi. 実習期間中の学生の出欠および学習状況の報告

上記の「実習委員会」の役割を果たすことで、実習水準の確保に努める。

③ 担当教員の臨地実習施設での研修

担当教員は実習開始前に、担当する実習施設において 1 週間程度の臨地研修を実施

する。その研修で担当教員は実習施設の様々な状況と環境を把握し、施設管理者と実習指導者とのコミュニケーションを図り、学生の実習がスムーズに運ぶよう調整することにより実習水準の確保に努める。

④ 実習グループ編成

臨地実習での学生のグループ編成は、臨地実習での学習効果を向上するために1グループ5名編成とし、1グループに1名の教員を配置する。5名の学生に対し、1名の教員と臨地実習指導者との共同によりきめ細かな実習指導を行う。すなわち、学生個々のレディネスを踏まえた看護実践力の教授をすることにより、看護実践者を育てる臨地実習の水準を確保することができる。

⑤ 担当教員と臨地実習指導者の役割と連携

担当教員と実習指導者にはそれぞれの実習指導上の役割があり、その役割を果たすと共に両者が連携することで学生にとって臨地実習が有意義なものとなり、実習水準の確保に繋がる。

(a) 臨地実習では、科目ごとに実習目標と到達目標を設定している。担当教員は臨地実習指導者に対し実習目標および到達目標について具体的に説明し理解を得る。臨地実習での学生指導および評価についての視点を共有することで、実習水準の確保に繋がる。

(b) 臨地実習における臨地実習指導者と担当教員の役割を以下に示す。

<臨地実習指導者の役割>

臨地実習指導者は、対象者に提供するケアについての主たる責任を負う。

i. 実習施設内のオリエンテーション

ii. 実習環境および全体調整

- ・看護対象者およびスタッフへの紹介
- ・受け持ち対象者の選定
- ・受け持ち対象者への説明と承諾の確認
- ・受け持ち対象者の情報提供および情報収集方法の助言
- ・受け持ち対象者へのケアの準備・実施・後片付けについての助言・指導

iii. 学生の実習記録に関する助言・指導

iv. 学生カンファレンスへの参加・助言・指導

v. 学生の実習状況を担当教員へ報告することにより、担当教員と連携して学生の臨地実習教育に当たる

<担当教員の役割>

担当教員は、臨地実習施設で担当する学生の学習の責任を負う。すなわち、学生の

実習体験の振り返り、意味づけ、既習学習の知識・技術の統合化への助言・指導の主たる責任を負う。

- i. 実習前オリエンテーション
- ii. 学生の健康管理への助言・指導および実習施設へのスムーズな導入を助ける
- iii. 臨地実習指導者と学生の受け持ち対象者の選定についての助言および受け持ち対象者への挨拶・コミュニケーション・情報収集等
- iv. 学生の実習記録の書き方等、受け持ち対象者へのケア等の実習記録の助言・指導
- v. 臨地実習指導者とコミュニケーション等を密に連携して、学生の指導に当たる
- vi. 学生カンファレンスへの参加・助言・指導
- vii. 学生個々の実習到達度と今後の課題の明確化への指導
- viii. 学生個々の実習評価

(4) 実習施設との連携体制

本学では、「臨地実習施設一覧」(資料 27) に示すように、基礎看護学・母性看護学・小児看護学・成人看護学の実習施設として相模原協同病院、聖マリアンナ医科大学病院、稲城市立病院、新百合ヶ丘総合病院等、7 ヲ所の総合病院を確保した。精神看護学の実習施設としては、鶴が丘ガーデンホスピタル等 3 ヲ所の精神専門病院を確保し、老年看護学の実習施設としては、ひらお苑、いなぎ苑等 5 ヲ所の老人福祉施設を確保した。在宅看護学の実習施設としては、13 ヲ所の訪問看護ステーションを確保した。

保健師養成課程の実習施設としては 11 ヲ所を確保した。公衆衛生看護学実習は稲城市役所、日野市生活・保健センター、稲城市内の地域包括支援センターなど、学校保健実習では駒沢学園関連の 3 か所の中学・高等学校、産業保健実習では富士通(株)川崎健康推進センターで実習する。

本学部においては相模原協同病院とは臨地実習の基幹病院として連携協定を結び、実習に関して全面的な協力を得るよう締結に向けて話し合いを進めている。さらに、本学の臨地実習施設として同意の得られた 39 か所の実習施設においても学生の臨地実習が円滑に進み実習目標が達成されるように、実習施設との連携体制を次のように整えている。

① 実習施設との「実習担当者会議」の開催

初年度には各実習施設の管理者・実習担当責任者・実習指導者を招き、本学の教育理念、教育課程、臨地実習のねらい・目的・目標・実習計画などについて事前に説明を行い本学の教育の理解を得る。また継続して年 2 回の「実習担当者会議」を実習前、実習後に開催する。実習前は実習施設管理者並びに実習指導責任者・実習指導者を招き、本学の実習委員長、学部長、学科主任、科目責任者、担当教員により臨地実習のねらい・目的・目標・実習計画などについて事前に説明を行い、理解を得たうえで領域毎に具体

的な事前打ち合わせを行う。実習終了後では、学部側から学生の実習経過および実習評価などの報告を全体に行い、その後、各領域別実習施設での分科会を開き、「学生が学んだ看護」について事例検討等をする。このことにより、学生の実習到達度の確認および具体的な学びを各実習施設の責任者と実習指導者とで共有し、次年度の指導に繋がるよう再確認する。このことにより実習水準の確保に努める。

② 実習指導者の学内演習への参加

各実習施設の実習指導者には学内での看護過程（紙上事例）演習や技術演習に参加して頂けるよう、実習施設責任者・実習指導者と事前打ち合わせを行い、具体的に計画を立てる。学内演習に実習指導者が参加することは、学生にとって実習開始前から指導を受ける機会を得られることとなり、臨床指導者との関係性を事前に構築することができる。一方、指導者にとっては学内演習に参加することで、学生の学習内容や指導方法について確認することができ、また他施設の指導者間での指導の水準を維持でき、かつ共有化を図ることができる。特に学生のレディネスを把握することにより、各施設に戻り、実習指導体制の検討や受け持ち事例の選択などを事前に病棟内で検討でき、学生受け入れをすることにより病棟看護の質向上につながるような学生受け入れ準備をすることができる。このように臨地実習指導者の協力を得て教員との連携を強化することで指導体制を整えていく。

なお、老年看護学と在宅看護学領域では、看護職の臨床指導者だけではなく、介護福祉士、介護支援専門員といった多職種協働を担う他職種の実習指導補助者にも参加していただくことで、学生が職種間の役割と連携について理解を深める機会を得ることができる。さらに、学内演習への参加により他職種が看護基礎教育にかかわることで、看護職への理解をより深める機会となり、高齢者ケアや在宅療養者ケアがより有機的に機能する職種間の関係を醸成していくことに繋がる。

③ 実習指導者研修会の開催

本学開学後、領域毎に実習施設の実習指導者を招き、本学の専任教員と一緒に看護の質向上と学生の指導スキルの向上、並びに教員と臨床指導者との実習目標の到達に向けての関係性構築の維持など、目的をもって研修会を開学一年目から開催し、毎年、継続していく。

④ 教員の事前研修

実習開始前に実習施設と調整し、教員の病棟での研修をおこなう。病棟の構造や機能、看護体制、看護用品の準備性、学生の実習環境として場の確認（更衣室、カンファレンスルーム、食堂、トイレ、院内図書室など）などと担当する病棟内のスタッフとの関係性を築き、学生が程よい緊張の中で充実した実習効果を得ることができるよう指導者・

スタッフとの調整を事前におこなう。またその施設での看護の実際と大学での既習学習の違いなどを確認し、学生への指導方法を検討、調整する。このことにより、学生が伸び伸びと実習できる人的・環境づくりができ、看護実習の質保証につながる。

(5) 実習前の準備状況

臨地実習の安全確保の対策として、以下の準備を進める。

① 実習までの抗体検査、予防接種等

＜感染症に関して学生に対する事前の確認事項＞

(a) ツベルクリン反応、BCG 接種の最終年月日および最終結果

(b) HB ウイルスの抗体価

(c) 麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎などの予防接種および既往

※上記について、抗体価が陰性の場合は計画的に予防接種を受ける。

② 安全確保を実践するための教育・指導

学生には実習を行う前に、感染予防に関する基本的知識及び技術を習得させる。また「臨地実習における事故発生時の対応マニュアル」（資料 33）に示したように、看護の実施に伴うリスクやスタンダードプリコーションの概念と対策について学習し、看護者として安全確保のための責任を学ばせる。

③ 損害賠償責任保険、傷害保険等の加入

学生及び実習を担当する教員は受託者賠償責任保険、普通傷害保険、共済制度 (Will) に加入し、実習施設内外での様々な事故に遭遇した場合の補償を担保する。さらに自らが関与した事故による損害の賠償責任を果たせるようにする。

(6) 事前・事後における指導計画

① 臨地実習科目の履修条件

臨地実習を履修するためには、当該実習に関連する必修授業科目を履修し、所定の単位を修得、または修得見込みであることを条件とする。

(a) 1年次実習科目の「基礎看護学実習Ⅰ」を履修するには、1年前期の必修科目である「看護学概論」の単位を修得済みないし修得見込みであること。

なお、「看護援助論」「生活援助技術」の2科目については、前期の授業に出席していることが必要である。

(b) 2年次実習科目の「基礎看護学実習Ⅱ」を履修するには「基礎看護学実習Ⅰ」

「看護援助論」「生活援助技術」の3科目の単位が修得済みであり、2年次の必修科目である「フィジカルアセスメント」「診療・治療援助技術」「看護理論」「看護過程」の4科目の単位を修得済みないしは修得見込みであること。

さらに、2年次実習科目の「老年看護学実習Ⅰ」を履修するには、「老年看護学Ⅰ」の単位を修得済みないし修得見込みであること。

- (c) 3年次、4年次実習科目を履修するには、3年前期までの必修科目の全ての単位を修得済みないしは修得見込みであること。
- (d) 4年次実習科目の「看護統合実習」を履修するには、3年次、4年次の実習科目である「母性看護学実習」「小児看護学実習」「成人看護学慢性期実習」「成人看護学急性期実習」「老年看護学実習Ⅱ」「精神看護学実習」「在宅看護学実習」の7科目の単位を修得済みないしは修得見込みであること。
- (e) 4年次選択実習科目の「学校・産業保健実習」を履修するには、4年前期の選択科目である「公衆衛生看護学概論」、3年前期の選択科目である「学校保健活動論」「産業保健活動論」の3科目の単位を修得済みないしは修得見込みであること。

さらに、4年次選択実習科目の「公衆衛生看護学実習」を履修するには、4年前期の選択科目である「公衆衛生看護学概論」「公衆衛生看護技術論」の単位を修得済みないしは修得見込みであること。

② 臨地実習オリエンテーションによる指導

(a) 臨地実習全体オリエンテーション

年度初めに行う学年毎のガイダンスにおいて、実習委員会のメンバーから、学生が熟読している「実習要項」に基づき、臨地実習についての履修条件を含め臨地実習全体オリエンテーションを行う。実習のねらい・目的・目標、実習方法等および個人情報保護における『誓約書』（資料31）について、災害発生時の対応に関する「臨地実習における災害マニュアル」（資料32）の説明を行う。さらに、事故防止対策および事故発生時の対応について「臨地実習における事故発生時の対応マニュアル」（資料33）の説明を行い、「実習中の事故・災害時の報告ルート」（資料34）の説明・確認により、具体的イメージを持って実習に臨めるよう指導する。

(b) 各実習科目におけるオリエンテーション

各実習科目のオリエンテーションは、全体実習オリエンテーションの内容を踏まえ、各実習に応じたオリエンテーションをそれぞれ実習開始前に日程を設定して行う。尚、3年次後期から4年次前期に設定している各専門領域別実習については、3年次の実習開始前および4年次の実習開始前に再度実施するが、実習期間が長いローテーションのグループ単位毎に時間を設定し、具体的な内容により指導する。

(c) 施設および各病棟におけるオリエンテーション

実習の初日に実習指導者およびスタッフを学生に紹介する。さらに、各実習

施設について、実習施設の設備および環境についてのオリエンテーションを担当教員および実習指導者からそれぞれ行う。また、学生の受け持ち対象者を決定し対象者への説明と承諾の確認を行う。

③ 臨地実習後の指導計画

実習最終日にはグループ毎に、受け持ち対象者の事例発表を行い学生それぞれの体験を振り返り、看護についての学びを共有できるよう担当教員および科目責任教員が指導する。さらに担当教員は、実習記録等を用いて個別面接を行い学生個々の今後の実習課題を明らかにして、次の実習に向けて指導する。

(7) 教員および助手の配置ならびに巡回指導計画

① 各看護学実習における教員および助手の配置

各看護学実習における教員および助手の配置は、「臨地実習指導計画」（資料 36）に示した。

(a) 「基礎看護学実習Ⅰ」「基礎看護学実習Ⅱ」「老年看護学実習Ⅰ」における教員および助手の配置

i. 1年生で実習する「基礎看護学実習Ⅰ」では、看護実践活動から看護の対象者・役割・機能を学習する。9月の3、4週に1学年80名を各40名の前半グループと後半グループに分けて、学生は1グループ5名で実習する。実習施設は、基幹病院である相模原協同病院（30名×2回）と稲城市立病院（10名×2回）の2病院で実習する。

ii. 2年生で実習する「基礎看護学実習Ⅱ」では、看護過程の展開を通して看護の基礎的能力を養う。1月から2月にかけて各々2週間に1学年80名を各40名の前半グループと後半グループに分けて、学生は1グループ5名で実習する。実習施設は、基幹病院である相模原協同病院（30名×2回）と聖マリアンナ医科大学病院（10名×2回）の2病院で実習する。

基礎看護学領域の教員は4名配置であるため、「基礎看護学実習Ⅰ」「基礎看護学実習Ⅱ」においては、相模原協同病院では30名の学生に対し、専任教員3名と助手2名で担当する。10名の学生が実習する稲城市立病院と聖マリアンナ医科大学病院では、専任教員2名が担当する。

iii. 2年生で実習する「老年看護学実習Ⅰ」では、地域で生活する高齢者の加齢現象、活動の実際及び医療・保健・福祉の連携を理解する。9月の1、2週に1学年80名を各40名の前半グループと後半グループに分けて実習する。実習施設は、特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設である、いなぎ苑（10名×2回）、生田広場（10名×2回）、みなみ風（10名×2回）、ひまわりの郷（5名×2回）、ひらお苑（5名×2回）の5施設で実習する。

老年看護学領域の教員は 4 名配置であるため、10 名の学生に対し 1 名の専任教員が担当する。

(b) 領域別看護学実習における教員および助手の配置

領域別看護学実習は、「臨地実習指導計画」（資料 35）にあるように、「成人看護学慢性期実習」「成人看護学急性期実習」「老年看護学実習Ⅱ」「母性看護学実習」「小児看護学実習」「精神看護学実習」「在宅看護学実習」の 7 実習科目は、ローテーションを組んで 3 年後期から 4 年前期にかけて実習する。

- i. 「成人看護学慢性期実習」は、相模原協同病院、稲城市立病院、町田市民病院、聖マリアンナ医科大学病院の 4 病院、「成人看護学急性期実習」は、相模原協同病院、稲城市立病院、聖マリアンナ医科大学病院の 3 病院で行う。成人看護学領域の教員は、7 名（慢性期 4 名、急性期 3 名）配置であるため、1 グループ 5 名の学生に対し 1 名の教員を配置した。なお教授の担当する施設には専任教員を 2 名配置とした。さらに急性期実習には、助手 1 名を配置した。
- ii. 「老年看護学実習Ⅱ」は、いなぎ苑、生田広場の 2 施設で実習する。1 グループ 5 名の学生に対し 1 名の教員を配置した。
- iii. 「母性看護学実習」は、相模原協同病院、稲城市立病院、新百合ヶ丘総合病院の 3 施設で実習するが、同時期には 1～2 施設で実習する。母性看護学領域の教員は 4 名配置であるため、1 グループ 5 名の学生に対し 1 名の教員を配置し、教授は実習の中間、終了時の 2 回は 2 施設に出向き学生指導に携わり、必要時実習施設の責任者と連絡を取り実習環境の調整にあたる。
- iv. 「小児看護学実習」は、相模原協同病院、稲城市立病院、新百合ヶ丘総合病院の 3 施設で実習するが、同時期には 1～2 施設で実習する。小児看護学領域の教員は 4 名配置であるため、1 グループ 5 名の学生に対し 1 名の教員を配置し、教授は実習の中間、終了時の 2 回は 2 施設に出向き学生指導に携わり、必要時実習施設の責任者と連絡を取り実習環境の調整にあたる。
- v. 「精神看護学実習」は、こころのホスピタル町田、鶴が丘ガーデンホスピタル、生田病院の 3 病院で実習するが、同時期には 2 施設で実習する。精神看護学領域の教員は 2 名配置であるため、1 グループ 5 名の学生に対し 1 名の教員と助手 1 名を配置し、学年進行に則して助手の補充を検討している。
- vi. 「在宅看護学実習」は、あい訪問看護ステーション平尾、稲城わかば訪問看護ステーション、新百合ヶ丘訪問看護ステーションすみれ、新緑訪問看護ステーション長津田、ヴィラージュ虹ヶ丘、訪問看護ステーション旭、長津田厚生総合病院訪問看護ステーション、せりがや訪問看護ステーション、ビーケア訪問看護リハビリステーション、きらら訪問看護ステーション、訪問看護ステーションゆらりん、町田市医師会訪問看護ステーション、セントケア訪問看護ステーションあさおの 13 施設で実習する。実習施設は 5 施設(2 グループ 10 名)

から 8 施設(3 グループ 15 名)とし、1 施設に学生 2 名を配置する。在宅看護学領域の教員は 3 名配置であるため、担当教員は 10 名の学生に対し 2 名、15 名の学生に対し 2 名および助手 1 名を配置した。教授は実習中、必要時、学生指導に携わり、さらに、実習施設の責任者と連絡を取り実習環境の調整にあたる。

(c) 「看護学統合実習」における教員および助手の配置

「看護学統合実習」は、4 年前期の 8 月 1、2 週に配置している。学生各自が基礎看護学領域および各専門看護学領域から希望の領域を選択する。その後、学生の希望状況や実習施設の受け入れ状況から学生個々の実習領域を決定する。学生は自己の実習課題を決め、担当教員と共に実習内容・計画を深め実習に臨む。担当教員は 2~3 名の学生について、事前学習から臨地実習までを指導する

(d) 「学校・産業保健実習」における教員および助手の配置と巡回指導計画

「学校・産業保健実習」では、中学校、高等学校および事業所にて実習する。学生は 1 グループ 5 名で構成し、中学校・高等学校と事業所をそれぞれ 1 週間ずつ実習する。実習施設に於いては、養護教諭または産業管理職の指導の下、実習を行い 2 名の担当教員が巡回する。教授は実習中、必要時、学生指導に携わり、さらに実習施設の責任者と連絡を取り実習環境の調整にあたる。

(e) 「公衆衛生看護学実習」における教員および助手の配置と巡回指導計画

「公衆衛生看護学実習」では、市町村保健センター 2 か所、地域包括支援センター 5 か所で実習する。原則として 1 施設あたり 2~8 名 1 グループとし、担当教員 2 名が巡回指導にあたる。家庭訪問先は施設長、実習指導者と担当教員との協議により選定し、対象者の了解を得て決定する。教授は実習中、必要時、学生指導に携わり、さらに実習施設の責任者と連絡を取り実習環境の調整にあたる。

② 担当教員の巡回指導計画

各実習施設への移動時間を「臨地実習施設一覧」(資料 27) に示した通り、本学より 1 時間前後での移動が可能である。

また、各実習科目の実習指導体制としては、学生 1 グループ(5 名)を助教以上の教員が担当するよう配置した。さまざまな状況への対応について質の担保方法を以下に示す。

(a) 教授が担当するグループには助手を配置しているが、実習教育・指導の責任は教授が負う。

(b) 助手への教育指導として講義・学内演習から学生に携わり、学生の学びおよびレディネスを把握する機会とする。

(c) 担当教員が学内で担当する講義・演習は、実習時間と重複がないように、時間割を調整する。しかし、領域別実習のように実習期間が長い場合は、実習学生以

外の学年の講義・演習が重なる可能性があるため、担当教員の複数体制と助手の配置により実習施設に教員・助手が不在になることがないように配慮する。

(d) 実習施設に於いては臨地の実習指導者との連携体制を密にする。

(8) 実習施設における指導者の配置計画

実習施設には、実習指導者を各部署に1名以上配置する。特に、本学の実習基幹病院である相模原協同病院に於いては、各部署に2名以上の実習指導者が配置されている。

なお、本学開学後には各領域の専任教員と実習指導者により研修会を開催し、実習内容および指導に関する学習を継続して行い、この研修会に出席した実習指導者が中心となり本学の臨地実習指導を担う。

(9) 実習計画の概要

① 実習のねらい

本学部は、本学の教育理念である「知性と理性を備えた心豊かな女性の育成」に則り、看護学部の教育目的を「自己を見つめ、他者への思いやるこころ、すなわち禅のこころを備え、科学的根拠と専門的知識・技術に基づいた判断力と探究心をもち備えた看護実践者の育成」として、単なる知識の修得だけでなく、修得した知識を正しい判断力に基づき実践のできる女性の育成を目指している。臨地実習を通して、援助者としての自己を発見し、対象者の生きることに関心を持ち、対象者への援助について考える視点を養うことにより、看護実践者としての能力を培う。

② 実習の目的

学内で修得した知識・技術・態度をさまざまな発達段階・健康レベル・生活背景の人々との関わりから、応用できる知識として修得する。さらに、看護職者に求められる行動規範、態度を培い、さまざまな分野における看護者の役割について理解を深める。

③ 実習の目標

- (a) 看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護する援助関係を築くことを学ぶ。
- (b) 対象の理解できる方法で説明すること、対象の反応を観察・把握し、根拠に基づいた看護を計画し実践する看護実践能力を修得する。
- (c) 地域における実習により在宅看護および老年看護における種々の課題や問題点を理解する。
- (d) 保健・医療・福祉チームの一員として看護職者の役割、関連職種者との連携の重要性を理解する。
- (e) 臨地実習を通して自己の看護実践能力の充実・向上を図るために研究的視点を持つことの重要性を理解する。

④ 科目別実習概要

実習目標、到達目標、実習方法、評価、実習計画、単位数(時間)、履修年次、学生の配置、担当教員、実習施設については、「科目別実習概要」(資料 36)に掲載した。以下に各臨地実習科目の実習目標、到達目標、実習方法を述べる。

「基礎看護学実習Ⅰ」 1年後期、1単位(45時間)

(a) 実習目標

看護の実践活動に看護師とともに参加することにより、看護の場におけるコミュニケーション、日常生活援助を体験し、看護の対象、看護の役割と機能を理解する。実習での体験を通し、看護を学ぶために必要な基本的態度や姿勢を身につける。

(b) 到達目標

- ・ 病院および看護部の組織と機能、役割を概観し、病院の特徴と設備、構造、院内環境を知り、入院環境がもたらした患者の生活行動の変化について述べることができる。
- ・ 医療チームメンバーの一員としての看護者の役割について列挙できる。
- ・ 看護の対象と円滑な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法に関心を持ち行動することができる。
- ・ 受け持ち患者に必要な日常生活援助の一部を指導者とともに実施し、自己の行動、実施した援助の意味を論理的に述べることができる。
- ・ 看護学生として誠実で責任ある行動をとることができる。
- ・ 実習を通して自己の課題を明確にし、具体的に述べることができる。

(c) 実習方法

- ・ 実習施設は2施設を使用し、各病院それぞれ6病棟と2病棟を使用する。
- ・ 学生は40人ずつ、2グループに分かれ、原則として1看護単位(病棟)あたり5名1グループとする。
- ・ 毎日、カンファレンスを開催し、患者の反応から自己の振り返りを行い、自己の課題を明確にする。

「基礎看護学実習Ⅱ」 2年後期、2単位(90時間)

(a) 実習目標

看護の対象が健康上の問題を解決するための看護の方法を、体験を通して学び、患者との援助関係を築く能力、問題解決思考の基づいた看護過程を展開できる能力、日常生活援助を実施・評価する基礎的能力を養う。

(b) 到達目標

- ・ 健康障害が患者の行動や日常生活にどのような影響を及ぼしているかをアセスメントし、必要な援助を具体的に列挙できる。

- ・ 実習計画に基づいた具体的な援助を看護師とともに実施することができる。
- ・ 受け持ち患者との援助を通し、よりよい関係性を構築できるコミュニケーション能力を示すことができる。
- ・ 受け持ち患者とのかかわりを通し、保健医療チームの一員として果たす役割を列挙できる。
- ・ カンファレンスを通して今後の学習課題を明確にし、具体的に述べることができる。

(c) 実習方法

- ・ 実習施設は2施設を使用し、各病院それぞれ6病棟、2病棟を使用する。
- ・ 学生は40人ずつ、2グループに分かれ、原則として1病棟あたり5名1グループとする。
- ・ 学生一人当たりの実習期間は2週間90時間とする。
- ・ 受け持ち患者は病棟師長・実習指導者と教員との協議により選定し、患者の了解を得て決定する。
- ・ 成人期または老年期の患者を受け持ち、臨床病態学、疾病と治療、基礎看護学で学習した知識、技術を統合し、受け持ち患者の看護過程を展開する。
- ・ 実習評価は目標達成度を評価基準表に沿って、教員が実習指導者の意見を加味して行う。出席状況、レポート、カンファレンス参加度を加味する。

「母性看護学実習」 3年前期～4年前期、2単位（90時間）

(a) 実習目標

産褥婦および胎児期を含む新生児とその家族における、身体的・心理的・社会的特性を理解し、必要な看護を実践するための基礎的知識・態度を養う。

(b) 到達目標

- ・ 周産期の母子とその家族の身体的・心理的・社会的側面の健康課題について、ウェルネスの概念に基づきアセスメントし、記述できる。
- ・ 看護過程から導きだされた課題に対して産褥期を中心に必要な計画を立案することができる。
- ・ 看護計画に基づき、健康維持・増進（促進）に向けた看護を実践することができる。
- ・ 母子保健医療チームの一員として、周産期に携わる助産師・看護師の役割と責任について説明できる。
- ・ 母子保健医療チームの一員として自覚し、看護学生として倫理的配慮をもとに責任ある行動をとることができる。
- ・ 実習をとおして学んだことを振り返り、自己の課題を明らかにし記述できる。

(c) 実習方法

- ・ 実習施設は3病院、各病院1～2病棟を使用する。
- ・ 1グループ5名で構成し、外来等、他部門へのローテーションを組む。
- ・ 対象者の入院状況により妊婦、産婦、褥婦のいずれかを受け持つ。
- ・ 教員および実習指導者・病棟スタッフの指導のもと看護援助を行う。

「小児看護学実習」 3年前期～4年前期、2単位（90時間）

(a) 実習目標

小児の成長発達段階を理解し、看護過程の展開を通して健康障害をもつ子どもとその家族への看護が実践できる基礎的能力を身につける。

(b) 到達目標

- ・ 小児の成長発達段階および小児と家族との関係について述べることができる。
- ・ 小児の成長発達段階と病状に応じた看護過程の考え方を説明できる。
- ・ 小児の成長発達段階と病状に応じた看護技術を実践できる。
- ・ 自己の看護観を養い小児医療チームの一員としての看護師の役割を説明できる。
- ・ 他職種との連携、看護師の役割、メンバーシップ、リーダーシップについて述べるができる。
- ・ 自己の関わりを振り返り、看護者としての自分の姿勢や関わりについて具体的に述べるができる。

(c) 実習方法

- ・ 実習施設は3病院、3病棟とそれぞれ小児外来を使用する。
- ・ 1グループ5名で構成し、1看護単位に1グループを配置する。
- ・ 実習は、病棟、外来で行う。
- ・ 受け持ち患児は、病棟師長・実習指導者と教員との協議により選定し、本人および保護者の了解を得て決定する。
- ・ 病棟実習では、1人の子どもを受け持ち、看護過程を展開し、子どもの個別性を捉え、健康回復・苦痛の緩和を中心に援助を実施する。
- ・ 外来実習では、一般外来、専門外来を受診する子どもとその家族への看護の実際を学ぶ。

「成人看護学急性期実習」 3年前期～4年前期、3単位（135時間）

(a) 実習目標

手術、麻酔などにより侵襲を受けている患者や家族等の特徴を理解し、看護過程の展開を通して急性期から回復へ向かう看護を実践できる基礎的能力を身につける。

(b) 到達目標

- ・ 疾病、手術、麻酔などによって生じている身体的問題を抽出し看護計画を立案す

ることができる。

- ・ 疾病、治療による影響や発達段階、社会的役割から、患者や家族を心理・社会的側面からアセスメントし、問題の抽出と看護計画を立案することができる。
- ・ 具体的な援助の実施を通し、急性期に必要な看護ケアについて具体的に列挙できる。
- ・ 保健医療チームの一員として果たす役割および多職種との連携について述べるることができる。
- ・ 患者、家族の尊厳を重んじ、安全・安楽を考えた態度で援助できる。
- ・ 実施した看護を振り返ることで自己の学習課題を明らかにし、看護観を深め記述できる。

(c) 実習方法

- ・ 実習施設は4病院、各病院2～4病棟を使用する。
- ・ 1グループ5名で構成し、1看護単位に1グループを配置する。
- ・ 受け持ち患者は病棟師長・実習指導者と教員との協議により選定し、患者の了解を得て決定する。
- ・ 成人期の急性期の患者を受け持ち、臨床病態学、疾病と治療、基礎看護学、成人看護学で学習した知識、技術を統合し、急性期にある患者の看護過程を展開する。

「成人看護学慢性期実習」 3年前期～4年前期、3単位（135時間）

(a) 実習目標

慢性期にある対象や取り巻く人々の特性を理解し、看護過程の展開を通して慢性期にある対象者への看護が実践できる基礎的能力を身につける。

(b) 到達目標

- ・ 患者・家族に対して積極的な関心を持ち、適切な関係を築くことができる。
- ・ 成人の特徴および健康状態を考慮に入れて、患者の個別的状況を総合的に把握し説明できる。
- ・ 患者の理解に基づき看護上の問題・患者のニーズを特定し、看護計画の立案、実践、評価ができる。
- ・ 看護専門職者を目指す者としての責任を自覚し、患者の権利を擁護し、倫理観に基づいて行動できる。
- ・ 患者に関わる関係従事者と連携の重要性を理解し、チームの一員として、協働しながら行動できる。
- ・ 看護専門職者として、自己成長と看護の向上のために、主体的に学び続ける姿勢を示すことができる。
- ・ 自己の看護観の確立に向けて、実施した看護を振り返り自己の学習課題を具体

的に述べることができる。

(c) 実習方法

- ・ 実習施設は 5 病院、各病院 1～2 病棟を使用する。
- ・ 1 グループ 5 名で構成し、1 看護単位に 1 グループを配置する。
- ・ 受け持ち患者は病棟師長・実習指導者と教員との協議により選定し、患者の了解を得て決定する。
- ・ 成人期の慢性期の患者を受け持ち、臨床病態学、疾病と治療、基礎看護学、成人看護学で学習した知識、技術を統合し、慢性期にある患者の看護過程を展開する。

「老年看護学実習Ⅰ」 2 年前期、1 単位（45 時間）

(a) 実習目標

地域で生活する高齢者の発達段階と加齢現象を理解する。また、施設内で行われているさまざまなサービスや活動を通して、高齢者の活動の実際および医療・保健・福祉の連携を理解する。

(b) 到達目標

- ・ 高齢者とのコミュニケーションを成立させるための技術を学び、記述できる。
- ・ 地域で生活する高齢者の特徴を身体的・精神的・社会的な面から把握し、列挙できる。
- ・ 地域で生活する高齢者の自立・自律支援に関わる援助を指導者とともに実施できる。
- ・ 保健・医療・福祉チームの一員として、施設における看護職の役割、連携の実際について学び、説明できる。
- ・ 高齢者の地域での生活を支える社会資源の活用方法について学び、具体的に述べることができる。
- ・ 高齢者への関心を高め、高齢者を個人として尊重する態度を示すことができる。

(c) 実習方法

- ・ 実習施設は 5 施設を使用する。
- ・ 40 名ずつ前半と後半に 2 クールに分け、5～6 名 1 グループとする。
- ・ デイ・サービスへ参加し、高齢者の日常生活援助に参加する。

「老年看護学実習Ⅱ」 3 年前期～4 年前期、3 単位（135 時間）

(a) 実習目標

健康障害により施設内で療養生活を送る老年期にある対象や取り巻く人々の特性を理解し、看護過程の展開を通して老年期にある対象への看護が実践できる基礎的能力を身につける。

(b) 到達目標

- ・療養施設で療養生活を送る高齢者の特徴を知り、生活者としての全体像を列挙できる。
- ・患者を受け持ち、援助関係を通し健康上の問題解決に必要なアセスメントを記述できる。
- ・患者の個別性と生活の質を考慮した援助計画を立案することができる。
- ・具体的な援助の実施を通し、高齢者への看護ケアに必要な技術と姿勢・態度を記述できる。
- ・保健医療チームの一員として果たす役割を説明できる。
- ・自己の看護観の確立に向けて、実施した看護を振り返り自己の学習課題を具体的に記述することができる。

(c) 実習方法

- ・実習施設は2施設、それぞれ2～4フロアを使用する。
- ・実習施設のフロア/ユニットを単位として、5～6名1グループを配置する。
- ・学生は実習期間を通して高齢者一名を受け持ち、看護過程を展開する。
- ・実習期間中、グループ単位でアクティビティケアを企画・実施する。
- ・高齢者が療養する場の理解を深め、多職種連携について考える視点を獲得するために、施設に関するオリエンテーション、多職種に関する勉強会を実施する。

「精神看護学実習」 3年前期～4年前期、2単位（90時間）

(a) 実習目標

精神の健康問題により日常生活や対人関係に困難を抱える患者の特性を理解し、看護過程の展開を通して、精神の健康問題を抱える患者への看護が実践できる基礎的能力を身につける。

(b) 到達目標

- ・受け持ち患者との相互関係を中心に、対人関係における他者理解・自己理解を深め、治療的関係の構築および自己活用の方法について説明できる。
- ・受け持ち患者を全人的に理解し、受け持ち患者の看護に必要なアセスメントを列挙できる。
- ・アセスメントを基に立案した計画を受け持ち患者とともに検討し、看護師とともに実施できる。
- ・多職種とのかかわりを通し、精神医療の中でのチーム連携と看護の役割を説明できる。
- ・精神的健康の維持・回復のための諸制度や支援のあり方を知り、社会復帰に関する課題を具体的に述べることができる。

(c) 実習方法

- ・ 実習施設は 3 病院 6 病棟を使用する
- ・ 1 グループ 5 名で構成し、1 看護単位に 1 グループを配置する。

「在宅看護学実習」 3 年後期～4 年前期、2 単位 (90 時間)

(a) 実習目標

健康上の問題を抱え、地域で生活する対象や取り巻く人々の特性を理解し、看護過程の展開を通して、在宅で療養している対象への看護が実践できる基礎的能力を身につける。

(b) 到達目標

- ・ 在宅療養者の援助を指導者とともに実施することを通して、在宅で療養する対象者およびその家族の特徴を身体的・精神的・社会的な面から列挙できる。
- ・ 訪問対象者の看護過程の展開を通し、在宅看護の実際を記述することができる。
- ・ 保健・医療・福祉チームの一員として、在宅における看護職の役割、連携の実際について具体的に述べるができる。
- ・ 在宅でその人らしく療養生活を継続するために必要な在宅ケアシステムおよび社会資源の活用方法について説明できる。

(c) 実習方法

- ・ 実習施設は 13 箇所の訪問看護ステーションを使用する。
- ・ 1 施設に 2 名の学生を配置する。
- ・ 担当の看護師に同行し、一日 2～3 件の訪問を行い、訪問看護の実際を知る。
- ・ 対象者の情報をアセスメントし、計画を立案する。

「看護学統合実習」 4 年前期、2 単位 (90 時間)

(a) 実習目標

4 年間の学びの集大成として医療チームの一員として看護実践力を高める。さらに、看護の本質を考え、看護専門職としての役割、責務、態度について理解を深める。

(b) 到達目標

- ・ 選択した領域において看護や保健の現状と今日的テーマや課題を説明できる。
- ・ 看護の対象となる人々の諸条件を考慮し、根拠に基づいた援助方法を創意工夫し、実践することができる。
- ・ 保健医療福祉の問題を総合的に分析するとともに、チーム医療の実際と看護の役割を説明できる。
- ・ 医療・看護における倫理的葛藤に対する感受性を高め看護職者としての基本的な倫理的責務について探求する姿勢を示すことができる。
- ・ 看護学総合実習での看護体験を通して、学び得た専門知識・技術の達成度を評価す

ることができる。

- ・ 自己の振り返りの過程で、看護職としての自らの成長と今後の課題を具体的に記述することができる。

(c) 実習方法

- ・ 実習施設は自己の課題を達成するために選択した施設を使用する（16施設）
- ・ 原則として1病棟あたり2～5名1グループとする。
- ・ 複数の患者を受け持ち、優先順位を考え患者の個別性に合わせた看護計画を立案する。
- ・ チームとの連携を考慮し、受け持ち患者の看護計画の立案と援助を実践する。
- ・ 夜間帯の実習を通して、看護の継続性を体験する。
- ・ 夜間および看護チームの看護活動に参加し、看護ケアのマネジメントについて学ぶ。

保健師養成課程の実習は、以下のとおりである。

「学校・産業保健実習」 4年後期、2単位（90時間）

(a) 実習目標

学校もしくは職域における安全衛生管理体制を把握し、養護教諭および産業看護職の役割を理解する。また、対象者の健康課題を解決するための方策を理解する。

(b) 到達目標

- ・ 実習先の学校もしくは事業所について情報収集やアセスメントから特徴を列挙できる。
- ・ 実習先の学校もしくは事業所の特徴に応じた保健管理体制および安全管理体制と活動の実際について説明できる。
- ・ 学習環境もしくは労働環境と健康の相互作用について把握し、実習先の学校もしくは事業所の健康課題と必要な保健活動を考え、記述できる。
- ・ 実習先の学校もしくは事業所の健康課題に関する健康教育（個人あるいは集団）の計画・実施を通して学校もしくは職域における保健活動の特徴を列挙できる。
- ・ 実習先の学校もしくは事業所における保健活動の実際を健康課題と合わせて理解し、養護教諭もしくは産業看護職の役割や他部署、機関との連携について具体的に述べるることができる。

(c) 実習方法

- ・ 実習施設は、中学校、高等学校を3か所および1か所の事業所を使用する。
- ・ 原則として1グループ2～3名で構成し、中学校・高等学校と事業所をそれぞれ1週間ずつ実習する。

- ・ 養護教諭または産業管理職の指導の下、実習をおこなう。
- ・ カンファレンスを行い、自己の課題の振り返りおよび今後の課題を明確にする。

「公衆衛生看護学実習」 4年後期、3単位(135時間)

(a) 実習目標

実習施設での特徴や人々の健康課題を捉えながら、課題解決方法について体験を通して理解を深める。さらに支援システム構築（高齢者、乳幼児、障がい者など）や公衆衛生看護における管理機能について理解する。

(b) 到達目標

- ・ 市町村や地域包括支援センターなど地域で活動する保健師が所属する機関・組織の役割を説明できる。
- ・ 地域診断における情報収集の視点や方法、地域住民の健康課題の把握方法を学び具体的に述べることができる。
- ・ 家庭訪問や個別支援の実際のある場を通じて、特定の健康課題を持つ個人や家族への保健師の支援の特徴と役割を説明できる。
- ・ 特定の健康課題を持つ人々に対する集団・組織・地域支援ネットワークなどの支援方法について列挙できる。
- ・ 個人・家族、集団、住民組織、地域を関連させて捉える保健師の視点と役割を具体的に述べることができる。

(c) 実習方法

- ・ 実習施設は2か所の市役所と地域包括支援センター5か所を使用する。
- ・ 原則として1市役所あたり2～8名を1グループとする。
- ・ 地域包括支援センターでは、2～3名を1グループとする。
- ・ 家庭訪問先は施設長、実習指導者と教員との協議により選定し、対象者の了解を得て決定する。

(10) 成績評価および単位認定方法

- ① 実習の評価方法は、実習記録・自己評価等提出物を期限内に提出した者を評価の対象とする。
- ② 実習指導を担当した教員による評価および学生の提出物の内容を総合して評価し、科目責任者により単位を認定する。

③ 評価基準

- 100～90点 : 秀
- 89～80点 : 優
- 79～70点 : 良
- 69～60点 : 可
- 59～0点 : 不可

④ その他

単位の認定は、当該実習科目において所定の時間数の3分の2以上の出席をもって行うが、全出席を基本とする。

病気、その他やむを得ない事由により所定の時期に実習ができなかった場合、または所定の实習時間数に満たない場合に限り追実習を行うことができる。その場合、担当教員および科目責任者が判断し、看護学部教務委員会の協議を経て追実習を行なうことがある。なお、追実習の成績算出は、追試験と同じ扱いとする。

(11) 看護師および保健師教育課程と指定規則との対比表

本学部の教育課程と保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表1との対応および別表3との対応を様式第2号(その2)のとおり示した。(資料37)

11. 管理運営

(1) 看護学部教授会

駒沢女子大学看護学部教授会規程に則り、看護学部教授会を置く。看護学部教授会は、学長、学部長、学務部長、学生部長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織し、教授会が必要と認めたときは、他の教職員に出席を求めることができる。

教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当り意見を述べるることができる。

- ① 学生の入学、卒業及び課程の修了
- ② 学位の授与
- ③ 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことを必要として学長が定める事項

また教授会は、前項に規定する事項のほか、学長及び学部長その他教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関わる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるることができる。(学則第13条)

教授会は8月を除き定例教授会を月1回開催し、さらに随時、臨時教授会を開催することができる。

(2) 学科会

既設の人文学部・人間健康学部と同様に、学科の円滑な運営を行うため、看護学科に学科会を設置する。学科会は学科主任、看護学科の専任教員および助手をもって組織し、次の事項について協議を行う。

- ① 学科主任の互選に関する事項
- ② 教育及び研究の実施に関する事項
- ③ 学則、諸規程の運用に関する事項
- ④ 大学の行事の執行に関する事項
- ⑤ 学生の補導・厚生の連絡・調整に関する事項
- ⑥ 学長及び教授会の諮問する事項

(3) 大学におけるその他の委員会

教授会の運営を円滑に行うために、以下の委員会を置く。

① 教務委員会

- (a) 教授会からの諮問事項
- (b) 教育課程の編成と実施
- (c) 講義分担、時間割等の作成とその調整
- (d) 単位履修の認定等、教務に係る規程の整備
- (e) その他 教務上の問題について審議し、教授会に提案する

② 入試委員会

- (a) 入試選抜方法に関する事項
- (b) 入試要綱の作成に関する事項
- (c) 入試問題作成、採点、面接等の業務に関する事項
- (d) 試験実施作業及び合否判定資料作成に関する事項
- (e) その他 入試に関する事項について立案し、教授会に提案する

③ 学生支援委員会

- (a) 学生支援業務に関する事項
- (b) 課外活動に関する事項
- (c) 学生の厚生福祉に関する事項
- (d) 学生の奨学援助に関する事項
- (e) その他 学生支援に関する事項について審議する

④ 研究紀要委員会

研究紀要の発行等、教員の研究活動を活性化するための業務を行う。

⑤ 国際交流委員会

- (a) 外国人学識者の招聘に関する事項
- (b) 国際的なセミナー、講演会シンポジウム等の開催および本学教員の派遣に関する事項

る事項

- (c) 本学受入れ留学生に対する修学支援に関する事項
- (d) 本学と外国の諸大学との交流、提携等に関する事項
- (e) その他 国際交流に関する事項について審議する

⑥ 点検・評価・改善委員会

- (a) 自己点検・評価報告書の作成と認証機関への提出、および、それに基づく改善方策の策定を担当する。
- (b) 教育研究促進に関する事項
- (c) FD活動等の教育改善に関する事項

⑦ 図書委員会

学部の図書等の収集計画、収集業務等を担当する。

⑧ 就職委員会

- (a) 就職先の開拓・調査
- (b) 就職指導
- (c) 就職先の斡旋
- (d) その他 学生の卒業後の進路全般に係る業務を行う

⑨ 諸規程委員会

- (a) 学則の改正原案作成に関する事項
- (b) 教授会規程、学則付属規程の改正案作成に関する事項
- (c) 学則付属規程以外の学部運営上必要な規程の改廃案作成に関する事項
- (d) その他 規程の改廃案作成に関する事項について審議する

⑩ 留学生委員会

- (a) 留学生奨学金申請候補者選定の基準に関する事項
- (b) 留学生親睦会に関する事項
- (c) その他 留学生支援に関する事項について審議する

⑪ 教職課程委員会

- (a) 教職課程の編成と実施に関する事項
- (b) 教育実習校の訪問に関する事項
- (c) その他 教職課程に関する必要事項について審議する

⑫ 広報委員会

- (a) 学内外への広報活動の基本方針に関する事項
- (b) 広報活動の企画および総合調整に関する事項
- (c) 広報活動に関わる各部門等との連絡調整に関する事項
- (d) 広報活動に関わる情報管理に関する事項
- (e) その他 広報に関する必要事項について審議する

以上のほか、次の委員会を置く。

- i. 教育研究企画委員会
- ii. 駒沢女子大学大学入試センター試験実施委員会
- iii. 研究倫理委員会

(4) 看護学部におけるその他の委員会

看護学部の運営を円滑に行うために以下の小委員会を置く。(※：独自の委員会)

- ① 教務小委員会
- ② 実習委員会 ※
- ③ 学生小委員会
- ④ 研究倫理小委員会
- ⑤ 国家試験対策小委員会 ※
- ⑥ 人権擁護（ハラスメントを含む）小委員会 ※
- ⑦ 広報小委員会
- ⑧ 図書小委員会

12. 自己点検・評価

本学では、平成9年度から平成27年度までの19年間に計6回にわたって自己点検・評価を実施し、これを学外認証機関である大学基準協会の審査を受けることで自己点検・評価の客観性を確認してきた。平成24年度に大学基準協会による2回目の認証評価を受けた際、提出した『駒沢女子大学 点検・評価報告書』（平成24年3月）には、新基準の評価項目（1. 理念・目的、2. 教育研究組織、3. 教員・教員組織、4. 教育内容・方法・成果、5. 学生の受け入れ、6. 学生支援、7. 教育研究等環境、8. 社会連携・社会貢献、9. 管理運営・財務、10. 内部質保証）に準拠して作成している。

自己点検・評価の実施に当たっているのは、「点検・評価・改善委員会」で、FD部門と教育研究促進部門の2部門からなる。構成員は委員の互選で選出される委員長、人文学部・人間健康学部の両学部長、6学科より配置される計10名で、委員の任期は2年であるが、委員会の円滑かつ継続的な活動を期して、委員長はその職を退いたあとも最低1期は部門長もしくは構成員として留まることが慣例となっている。

平成25年度に大学基準適合の認定を受けて3年が経過したのを機に、本学が進めてきた改善の実績を自己点検・評価した『改善報告書（平成28年）』を平成28年7月、大学基準協会に提出した。それは、認証評価を取得した際に、「相互評価結果ならびに認証評価結果」において「改善勧告」（1点）と「努力課題」（4点）を受けたからである。

また、自己点検・評価と相互評価結果に関する情報は、本学ホームページの「情報公表コーナー」で公開している。また、同コーナーでは、私学共済事業団と文部科学省が設定した項目に基づく情報も併せて、それぞれ平成22年12月と平成23年3月から公表したが、項目が重複することに鑑み、1. 「教育研究上の基礎的な情報」2. 「修学上の情報等」3. 「財

務情報」の3項目で構成されてきた。平成23年10月には、私学共済事業団の要請に基づき、上記3項目のほか新たに、4. 「上記以外の情報の公表、上記についてわかりやすく加工」（各大学の実情等に応じ、教育研究活動の条項を多面的に把握しうる情報）を追記した情報を公開している。

13. 情報の公表

本学では、ホームページ、大学案内、学園広報誌等の各媒体を通じて、在学生、保護者、卒業生、受験生、人事採用担当者、一般閲覧者等に向けて、本学の諸活動に関する情報（建学の精神、教育目的・教育内容、大学の運営状況等）を発信し、積極的な情報公開に努めている。

ホームページにおいて公表している内容はトップページに「大学案内」「大学院・学部・短期大学」「入試情報」「就職支援」「地域貢献」のバナーを設け、それぞれ下記の項目について説明紹介されている。

(1) 「大学案内」

① 学長メッセージ

- ・学長から皆様へのメッセージ

<http://www.komajo.ac.jp/uni/guidance/message.html>

② 建学の精神と伝統

- ・建学の精神と教育の理念

<http://www.komajo.ac.jp/uni/guidance/spirit.html>

- ・沿革

<http://www.komajo.ac.jp/uni/guidance/komajo-history.html>

- ・学園章とコミュニケーションマーク

<http://www.komajo.ac.jp/aboutus/emblem.html>

- ・校歌

<http://www.komajo.ac.jp/uni/guidance/song.html>

③ 教育研究上の目的・方針

- ・教育研究上の目的

<http://www.komajo.ac.jp/uni/guidance/mission.html>

- ・ディプロマ・ポリシー

<http://www.komajo.ac.jp/uni/guidance/diploma-policy.html>

- ・カリキュラム・ポリシー

<http://www.komajo.ac.jp/uni/guidance/curriculum-policy.html>

- ・アドミッション・ポリシー

<http://www.komajo.ac.jp/uni/guidance/admission-policy.html>

④ 教育の実践

- ・自校教育

<http://www.komajo.ac.jp/uni/guidance/education.html>

- ・テーラーメイド教育

<http://www.komajo.ac.jp/uni/tailormade/index.html>

⑤ 学びの特色

- ・大学・人文学部

<http://www.komajo.ac.jp/uni/guidance/characteristic/index.html>

- ・大学・人間健康学部

<http://www.komajo.ac.jp/uni/guidance/characteristic/human-health.html>

⑥ 本学の取り組み

- ・公的研究費の運営・管理

<http://www.komajo.ac.jp/koteki.html>

- ・研究倫理等について

<http://www.komajo.ac.jp/uni/guidance/kenkyurinri.html>

- ・プライバシーポリシー

<http://www.komajo.ac.jp/privacypolicy.html>

- ・情報セキュリティポリシー

<http://www.komajo.ac.jp/securitypolicy.html>

⑦ 自己点検および認証評価

- ・大学

<http://www.komajo.ac.jp/uni/guidance/characteristic/ninshohyoka.html>

⑧ 教育情報の公表

- ・教育情報の公表

<http://www.komajo.ac.jp/uni/kouhyou/index.html>

(2) 大学院・学部・短期大学

① 人文学部

- ・日本文化学科

<http://www.komajo.ac.jp/uni/faculty/japanese/index.html>

- ・国際文化学科

<http://www.komajo.ac.jp/uni/faculty/international/index.html>

- ・人間関係学科

<http://www.komajo.ac.jp/uni/faculty/humanrelations/index.html>

- ・心理学科

<http://www.komajo.ac.jp/uni/faculty/psychology/index.html>

・住空間デザイン学科
<http://www.komajo.ac.jp/uni/faculty/living/index.html>

・メディア表現学科
<http://www.komajo.ac.jp/uni/faculty/media/index.html>

② 人間健康学部

・健康栄養学科
<http://www.komajo.ac.jp/uni/faculty/healthy/index.html>

③ 短期大学

・保育科
<http://www.komajo.ac.jp/uni/faculty/preschool/index.html>

④ 大学院人文科学研究科

・仏教文化専攻
http://www.komajo.ac.jp/uni/faculty/in_buddhism/index.html

・臨床心理学専攻
http://www.komajo.ac.jp/uni/faculty/in_psychology/index.html

(3) キャンパスライフ

① オフタイム
<http://www.komajo.ac.jp/uni/campuslife/offtime.html>

② キャンパスカレンダー
<http://www.komajo.ac.jp/uni/campuslife/calender.html>

③ 学生サポート

- ・グッドスタート・プログラム
http://www.komajo.ac.jp/uni/campuslife/support_gsp.html
- ・学修支援センター
http://www.komajo.ac.jp/uni/campuslife/support_center.html
- ・Komajo コンシェルジュ
http://www.komajo.ac.jp/uni/campuslife/support_concierge.html

・奨学金
http://www.komajo.ac.jp/uni/campuslife/support_expenses.html

・授業料サポート
<http://www.komajo.ac.jp/uni/campuslife/tuition.html>

・学生寮、学生マンション、賃貸アパート・マンション
http://www.komajo.ac.jp/uni/campuslife/support_hall.html

- ・ 学生相談室
http://www.komajo.ac.jp/uni/campuslife/support_soudan.html
- ・ 保健室
http://www.komajo.ac.jp/uni/campuslife/support_hoken.html
- ・ 学生多目的ラウンジ
http://www.komajo.ac.jp/uni/campuslife/support_lounge.html
- ・ 保険制度
http://www.komajo.ac.jp/uni/campuslife/support_insurance.html

(4) 入試情報

① 2017年度入試

- ・ アドミッション・ポリシー
<http://www.komajo.ac.jp/uni/guidance/admission-policy.html>
- ・ 入試ガイド
http://www.komajo.ac.jp/uni/admission/admission_guide_info.html
- ・ 入試日程
http://www.komajo.ac.jp/uni/admission/admission_date.html
- ・ 入試結果 (2016 年度入試)
http://www.komajo.ac.jp/uni/admission/admission_result.html
- ・ 資料の請求方法
http://www.komajo.ac.jp/uni/admission/admission_guide_data.html
- ・ 入試Q & A
http://www.komajo.ac.jp/uni/admission/admission_guide_qa.html

② 募集要項

- ・ 大学 人文学部
http://www.komajo.ac.jp/uni/admission/admission_outline_humanities.html
- ・ 大学 人間健康学部
http://www.komajo.ac.jp/uni/admission/admission_outline_healthy.html
- ・ 短期大学
http://www.komajo.ac.jp/uni/admission/admission_outline_hoiku.html
- ・ 大学院
http://www.komajo.ac.jp/uni/admission/admission_in.html

③ 入学検定料

- ・ 入学検定料
http://www.komajo.ac.jp/uni/admission/admission_examination_fee.html

- ・ 大学・短期大学入学検定料減額制度
http://www.komajo.ac.jp/uni/admission/admission_reduced_payment.html

④ イベント情報

- ・ オープンキャンパス
<http://www.komajo.ac.jp/uni/opencampus/index.html>
- ・ WEEKDAY CAMPUS VISIT
<http://www.komajo.ac.jp/uni/wcv/index.html>
- ・ 学校見学
http://www.komajo.ac.jp/uni/admission/admission_inquiry.html
- ・ 進学相談会
http://www.komajo.ac.jp/uni/admission/admission_conference.htm

⑤ 授業料 他

- ・ 学納金（学費）
http://www.komajo.ac.jp/uni/admission/admission_expense.html
- ・ スカラシップ制度（新入生）
http://www.komajo.ac.jp/uni/admission/admission_scholarship.html
- ・ 授業料サポート
<http://www.komajo.ac.jp/uni/campuslife/tuition.html>
- ・ 入学特典制度（卒業生・姉妹・寺院）
http://www.komajo.ac.jp/uni/admission/admission_amenity.html

(5) 就職支援

① キャリア教育

- ・ キャリア教育とサポート体制の特色
http://www.komajo.ac.jp/uni/recruit/c_support.html
- ・ 進路支援プログラム
http://www.komajo.ac.jp/uni/recruit/c_program_schedule.html
- ・ 就職データ
http://www.komajo.ac.jp/uni/recruit/c_data.html

② 先輩の声

- ・ 先輩からのメッセージ
<http://www.komajo.ac.jp/uni/recruit/voice.html>
- ・ 内定者座談会
<http://www.komajo.ac.jp/uni/recruit/talk.html>

(6) 社会・地域貢献

① 社会・地域貢献活動を担う学内組織

- ・ 対外関係取扱統括

<http://www.komajo.ac.jp/uni/contributions/organization.html?id=01>

- ・ 心理相談センター

<http://www.komajo.ac.jp/uni/contributions/organization.html?id=02>

- ・ 健康栄養相談室

<http://www.komajo.ac.jp/uni/contributions/organization.html?id=03>

- ・ 仏教文化センター

<http://www.komajo.ac.jp/uni/contributions/organization.html?id=04>

- ・ 寺院資料研究センター

<http://www.komajo.ac.jp/uni/contributions/organization.html?id=05>

- ・ 日本文化研究所

- ・ 実践的職業教育人材センター

<http://www.komajo.ac.jp/uni/contributions/organization.html?id=07>

- ・ 健康栄養相談室セミナー（各種料理教室等）

② ボランティア活動

- ・ 本学のボランティア活動についての基本方針

<http://www.komajo.ac.jp/uni/contributions/volunteer.html>

③ 学術・体験講座

- ・ 仏教講座 ・ 摂心会 ・ 心理相談センターセミナー

- ・ 健康栄養相談室セミナー（各種料理教室等）

http://www.komajo.ac.jp/uni/contributions/course.html?id=01_01

④ 産官学連携活動

http://www.komajo.ac.jp/uni/contributions/collaboration.html?id=co01_01

各頁の中で(1)の⑧「教育情報の公表」(<http://www.komajo.ac.jp/uni/kouhyou/>)において(a)教育研究上の基礎的な情報(b)修学上の情報等(c)財務情報(d)上記以外の情報について情報公表している。

(a) 教育研究上の基礎的な情報

- ・ 学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的
- ・ 教員に関する情報
- ・ 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境
- ・ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用
- ・ 設置等に関する情報

(b) 修学上の情報等

- ・ 入学者に関する受入方針と学生数等に関する情報

- ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画
- ・学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準
(必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能学位)
- ・学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係わる支援・
- ・教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
- ・教員養成に関する情報

(c) 財務情報

- ・財産目録
- ・計算書類
- ・事業報告書
- ・監事の監査報告書

(d) 上記以外の情報

国際交流・社会貢献等

- ・協定相手校
- ・社会貢献活動
- ・大学間連携
- ・産官学連携活動

このほか、学園広報誌「駒沢学園通信」（年2回発行）を通じて、本学の様々な取り組みや学園行事、学生・教職員・卒業生の活躍等についての広報活動を展開している。

研究活動については、『駒沢女子大学研究紀要』（年刊）を刊行し、また、専任教員の研究活動報告を関係研究機関、他大学、その他の公的施設等に毎年送付して、研究成果の公開に努めている。なお、本学は、独立行政法人「科学技術振興機構」の「研究開発支援総合ディレクトリ（ReaD）」に全専任教員が登録している。

14. 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

(1) 点検・評価・改善委員会の取組

本学で授業内容方法を改善するための組織としてその任に当たっているのが、「点検・評価・改善委員会」である。「点検・評価・改善委員会」は、平成16年度にそれまで個別に活動していた「自己評価委員会」「FD委員会」「第三者評価委員会」を統合して発足した委員会である。同委員会は2部門で構成されているが、その1つにFD部門があり、授業内容方法の改善と教育力の向上を図るべく、以下の諸活動をしている。

①授業アンケート・自己評価報告書

前後期に各1回授業アンケートを実施し、その結果にもとづく自己評価報告書の作成を全専任教員に義務付けるとともに、10のアンケート項目のうち五段階評価で3.0に満たない授業の場合、改善報告も付記することになっている。同報告書は本学図書館で教員・学生に公開している。

②学内公開授業

毎学期末に2週間にわたり学内教員を対象に授業を公開し、参観者には見学した授業に対するコメントの提出を義務付けている。授業担当者はこれを他者評価として授業改善に活用している。

③FD研修会

教職員を対象とするFD研修会の立案・実施、報告書の作成、教員アンケートを実施している。

④教育研究業績記録の作成

所定のワークシートを使用して全専任教員が教育研究業績を毎年更新している。教育業績に関しては、各教員が重点的に取り組んでいる内容を記載している。

⑤FD分科会活動

学科や専門分野の枠を超えて、より良い授業作りを目的に現在、10の分科会が活動している。日常的に会議・打ち合わせ・研修会を開催しており、活動報告を毎年、教育研究支援課に提出し、FD研修会（平成23年度）において分科会が活動内容を報告している。

⑥自前教科書・授業録画システム

平成18年度に特色GPの選定を受けた「自主自立を促すための面倒見ある教育」の取組みの一つとして「自前教科書」がある。これは授業担当者が授業内容に即して執筆した教科書で、学生に無償配布するものである。この他特色GPの取組みとして「再指導・再試験制度」「授業録画システム」などがある。これは授業を欠席した場合でも授業を録画しているので、図書館のパソコンで授業を確認できるというシステムで学生の学修の補完手段となっている。

(2) SD（スタッフディベロップメント）の取組

本学の事務組織においては「学校法人駒澤学園スタッフ・ディベップメント（SD）実施方針」に基づき、事務職員の資質向上の強化・充実を図っている。主な研修は以下のとおりである。

- ① マナー研修
- ② 新入職員SD研修
- ③ 私立大学協会、私立短期大学協会等、私学関係団体主催研修会への派遣
- ④ 部課長SD研修
- ⑤ 職員全体研修
- ⑥ アドミニストレーター養成研修

本学では、教学部門と事務部門の相互の連携をより強化するために、年1回ファカルティディベロップメント（FD）研修会とSD研修会を合同で開催し教職協働の取り組みを行っている。また大学ではFD活動の一環として例年前期と後期と各2週間公開授業を設け、教員が他の授業を見学しているが、この公開授業について職員も参加している。

このSD推進統括部署は総務部であるが、推進担当者は総務部長、大学短大事務部長である。

15. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

（1）教育課程内の取組

① 学生電子カルテ（スチューデントプロフィール）の導入

本学では学生一人ひとりをサポートしてゆく手段として学生電子カルテ（スチューデントプロフィール）を用いる。この学生電子カルテは、アドバイザー制度を情報面からサポートし、一人ひとりの学生がよりよい学生生活を送ることができるための支援ツールである。たとえば欠席が続く学生についてそれぞれの授業担当教員がこの電子カルテに書き込むことによって複数の授業からの情報がこの電子カルテに寄せられる。アドバイザー教員はこの電子カルテを閲覧することで担当学生の情報を確認することができる。このように入学から卒業までの間に、一人の学生に関わるさまざまな情報が、教職員を通じてこの学生電子カルテに蓄積され、アドバイザー教員が変更する場合も申し送りがスムーズに行うことができる。各アドバイザー教員は、学生のプライバシーに十分配慮した上で、情報を十分に活用することにより、入学時より卒業に至るまで一貫したサポートを行っている。

② 「学習ポートフォリオ」の導入

本学では、全学生を対象に「学習ポートフォリオ」を導入している。これは、学生自身が、大学で学ぶ内容について計画を立て、学びのなかで学習に関わる資料をファイリングし、さらに学年・学期ごとに進行状況を点検評価し、計画を改善・修正して、次の学びに役立てるものである。これにより、学生各自が、学ぶ内容を明確に意識し、大学での学びの内容を着実に身につけ、充実した学生生活を送るための手助けになることを目的としている。目標計画の立案と点検評価にあたっては、本学部のアドバイザー教員が2人で支援し、大学での学びに関する学生からの様々な相談に随時応じ、助言と指導を行う。

（2）教育課程外の取組

① アドバイザー制

教員が2人制で少人数の学生を担当し、学生1人1人にきめ細かく学习上および生活面の指導・支援を行う。アドバイザーは、1年次から4年次まで継続フォローできるよ

う、原則交代しない体制をとる。また学年を超えた交流が持てるよう編成するので、積極的にアドバイザーグループを活用して親睦をはかるようにする。

＜アドバイザー教員の役割＞

- (a) 科目履修にあたり、学習目的・過去の履修状況・GPA評点等から履修計画・科目選択のアドバイスを行う。
- (b) 学生生活・個人的な悩みや問題等に関する相談や就職・進学等について助言する。
- (c) 質問や相談を受ける時間帯については、担当アドバイザー教員と打ち合わせをして決める。
- (d) 原則年2回（前期・後期）、アドバイザー教員と学生との懇談会を開き、学年を超えた交流を深める機会をもつ。

② オフィスアワー制

授業についての質問や学業に関する相談について、教員が相談に応じる制度を設けます。オフィスアワーは、各教員の研究室ドアまたは教育要項の各授業科目ページに曜日、時間帯、連絡先、予約制について等を表示する。

③ 学修支援センターによる基礎的就業力向上に向けた支援

「学修支援センター」では、基礎学力支援の一環として、SPI対策講座、日本語検定3・4級対策講座、数学検定3・4級対策講座、TOEIC・TOEFL対策講座、等の講座を開設している。こうした学修支援センターによる活動も、学生の社会的及び職業的自立のために必要な能力を育成に繋がると考える。

(3) 適切な体制の整備

本学では、教授会のもと就職委員会を設置して、教育課程内外で社会的及び職業的自立のために必要な能力を育成するための取組が、有効に推進されるよう各部門との調整を行っている。